

2026年5月12日

関東地区知的障害者福祉協会
関東地区知的障害者福祉協会会長・事務局長及び部会長会議

令和8年度及び次期
障害福祉サービス等報酬改定について

(公財) 日本知的障害者福祉協会政策委員会 副委員長
全国社会福祉法人経営者協議会障害福祉事業経営委員
埼玉県発達障害福祉協会 副会長
(福) 彩明会 理事長

白石孝之

居住支援に関する
協会の基本的な考え方

居住支援の在り方に関する提言

はじめに

昨年の障害福祉サービス報酬改定においては、障害者権利条約対日審査総括所見への対応も含めた議論が行われ、障害者支援施設からの地域移行の方向性がこれまで以上に強く示されました。

地域移行は本人の「誰とどこで住みたいか」という意思を実現するという「目的」を達成するための様々な「手段」の中の一つであり、施設か地域かといったような両者を相対する捉え方ではなく、あくまでも施設入所支援もグループホームも自宅等での生活も、暮らし方の選択肢の一つとして捉えるべきであると考えます。

そのためには意思決定支援の取り組みをさらに促進することに加え、施設入所支援およびグループホームが地域における暮らしのよりよい選択肢となるよう、障害福祉サービス事業者が自ら現状及び課題を整理し、受け止め、自らその解決に向けた提案を示すことが必要と考えます。

当協会では令和3年6月21日に開催された社会保障審議会障害者部会で示された「障害者総合支援法等の見直しについて」の論点の中に居住支援として障害者支援施設に関する言及がなかったこと、また居住支援については横断的、包括的に検討する必要があると考えました。そこで、地域での暮らし全般の支援のあるべき姿を未来志向で整理し、内外に発信することを目的として、令和3年に「これからの居住支援及び居住支援に関連する各種支援の在り方について」をまとめました。

来年度より、国において障害者支援施設、グループホームについて議論されることを鑑み、居住支援についてさらに具体的な提言としてまとめました。

令和7年3月13日

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
政策委員会

障害者支援施設の在り方についての提言

白石再編集ダイジェスト版

1. 第一種社会福祉事業としての障害者支援施設の在り方について

①障害者支援施設は、第一種社会福祉事業として、居住支援機能だけでなく地域の福祉施策推進の中核的役割として、下記の機能を有することを明確にすべき

○居住支援機能・地域移行支援機能

- ・支援度の高い人の積極的な受け入れ
- ・意思決定支援に基づく計画の作成と居住選択支援

○地域の障害のある人への中核的支援機能（中核的・広域的支援人材の育成 等）

○地域支援機能（地域事業所へのコンサルテーション 等）

2. 住まいの場と日中活動支援の場の在り方について

①日中活動の場の選択肢の拡大（従たる事業所・主たる事業所の敷地外に設置の推進）

②上記の運営が十分担保される報酬設定

③日中活動支援の定員の柔軟的な取り扱い

④生活介護の職員配置や各種加算を、障害者支援施設と通所系の諸条件を揃える施設入所支援単独で事業が成り立つ職員配置基準・報酬設定と土日の評価

3. 個室化・生活単位の小規模化について

①新設・建て替え・大規模修繕を行う場合、原則個室化、生活単位の小規模化を推奨施設整備費補助の優先的採択および補助基準額の増額

小規模の生活単位における生活支援員等の配置基準の設定と基本報酬の増額等

②障害児入所施設の仕組みを参考に現状を勘案

③障害者支援施設の小規模化、生活環境の向上に向け、サテライト施設を創設の検討

グループホームの在り方についての提言

1. グループホームの類型・給付・職員配置・施設整備等について

業務効率の向上を図ることで、支援の質の向上と人材不足の解消に向け、

- ①介護サービス包括型と日中サービス支援型を統合し、介護給付の位置づけ
- ②配置職種を生活支援員に一本化、重度・高齢の方々も十分に支援できる職員配置基準
- ③複数類型を併せて運営する多機能型グループホームとして指定を受けられるように
- ④重度・高齢の人が利用するグループホームの施設整備費補助基準額の増額

2. グループホームの質の担保について

①事業所指定の指定強化について

・事業所指定について以下の内容を要件として加えるべきである。

○代表者および管理者は障害者支援の経験を有するか、一定の研修を受講すること

○サービス管理責任者は、一定期間の居住系以外のサービス管理責任者の職務経験を

○協議会等による聞き取りにおいて、協議会等の見解を添付させ、指定の参考に

・総量規制は、市町村は障害福祉計画策定の際にニーズ調査を行った上で行うべき

②支給決定の手続きについて

・日中サービス支援型の利用について、経常的に日中ホームで暮らすことについては、本人の意思に反して日中ホームで過ごすことがないよう取り扱いを定めるべき

③事業開始後の支援の質の評価について

・協議会等の評価については可能な限り全類型を対象とすべき

・地域連携推進会議の委員について指定権者が必要と判断した場合は、指定権者が推薦するグループホームの運営に見識のある者を複数名委員とすることを義務付けるべき

・地域連携推進会議については引き続き在り方について議論すべき

障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ（概要）

検討会設置の趣旨

- 障害者支援施設には様々な役割があるなか、更なる地域移行を進めていくため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められたことを踏まえて、検討会を設置した。
- 上記を踏まえ、障害者支援施設の役割・機能、あるべき姿及び今後の障害福祉計画の目標の方向性について検討を行った。

議論のまとめのポイント

1 障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

2 今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

○ 施設待機者の考え方や把握については、本人ではなく家族による入所希望の扱いや複数施設への申込者の算定方法、緊急性の把握の必要性等の課題について考慮する必要。実態把握している自治体の事例の共有等、とりうる対応を検討。

○ 次期障害福祉計画でも地域移行者数や施設入所者数の削減の目標値の設定は必要。それ以外の目標（障害の程度や年齢に応じた目標等）の設定については、まずは実態把握の方策も含め対応を検討。

今後の対応

- 本検討会の議論のまとめも踏まえ、第8期障害福祉計画（令和9～11年度）に向けた基本指針の目標等の在り方は障害者部会で議論していくとともに、具体的な報酬等の在り方については次期報酬改定等に向けて検討。

2 経済財政運営と改革の 基本方針2025

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～
(令和7年6月13日 閣議決定) ※一部抜粋

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
(2) 三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し
(個別業種における賃上げに向けた取組)

医療・介護・障害福祉の処遇改善について、過去の報酬改定等における取組の効果を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

- (1) 全世代型社会保障の構築

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組みとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。

また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

- (中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

財政審 財政制度分科会

(2025年11月11日開催 財政審 財政制度分科会)

ポイント（社会保障②）

【少子化対策・子育て支援】

- こども未来戦略「加速化プラン」の進捗に伴い、こども家庭庁予算は大幅に増加している一方、少子化は加速化し、多くの方のこどもを生き育てたいという希望の実現には至っていない。今後は、**施策の充実を図りながら、EBPMの取組を強化し、より効果の高い政策に重点化**していくことが求められる。

【医療】

- 物価・経済動向等への対応は、医療機関の機能・種類別の経営状況、収益費用構造等を踏まえ、データに基づき検討する必要。診療所の利益率や利益剰余金は全体として高水準であり、足下で赤字施設が顕著に増加しているとも評価できない。開業医の報酬水準の高さは国際的にも際立っている。**診療所への診療報酬は適正化しつつ、高度急性期・急性期を中心とする病院への対応に重点化**すべき。

- **医療提供の効率化**のため、医療の質・アウトカムを重視しつつ、人員配置の適正化、病床数の削減、入院機能の高密度化、外来機能の機能分化・連携・集約化、地域医療連携推進法人の活用、リフィル処方箋の拡充など、あらゆる方策を実行すべき。また、国保の保険料水準の統一や後期高齢者医療制度の都道府県化など、**保険者機能や都道府県のガバナンスの強化**を図るべき。

【介護】

- **介護分野の職員の処遇改善**や**業務の効率化**を通じて、担い手の確保等の課題に対応しつつ、**制度の持続可能性を確保**するため、**利用者負担（2割負担）の範囲の見直し、ケアマネジメントの利用者負担の導入**などの高齢化・人口減少下での負担の公平化や、**軽度者に対する介護サービスの在り方**の見直しや**介護保険事務の広域化・都道府県の役割強化、高齢者向け住まい等の報酬体系の見直し**などの給付の効率化・適正化のための制度改革を進める必要。

【医療・介護分野における人材紹介】

- 保険料・公費で賄われている医療機関・介護事業者の経営原資が、人材紹介手数料に過度に圧迫されないよう、**民間人材紹介**について、**必要に応じて更なる規制強化**や、**報酬制度上の対応**も検討する必要。また、**ハローワークなど公的人材紹介が適切に機能するような工夫と配置基準の運用柔軟化**も組み合わせるべき。

【障害福祉】

- 障害福祉サービス等の総費用額は**10年間で約2倍に増加**し、中でも2024年度は11.3%増加。**職員の処遇改善**などの喫緊の課題に対応しつつ、**サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立させる取組**が必要。

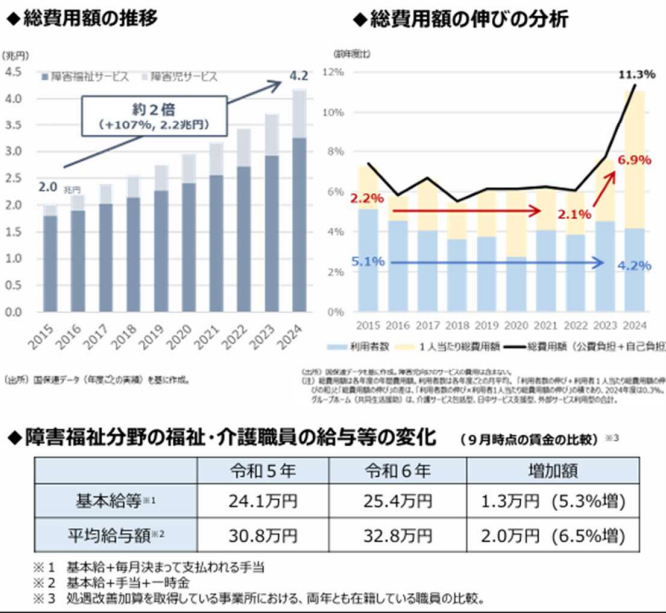
【生活保護】

- 生活扶助基準について、一般低所得者世帯の消費水準との均衡を図るため、**消費データの充実**に取り組む必要。また、保護費の半分を占める医療扶助について、**デジタル化・客観的データ活用等による取組の効率化・有効化**や、**都道府県によるガバナンスや市町村支援の強化**を通じ、効率的かつ効果的な対策を推進する必要。

障害福祉（総括）

- 障害福祉サービス等の総費用額（＝自立支援給付費（公費負担）＋利用者負担）は、利用者の増加や一人当たり利用額の増加により、直近10年間で約2倍に増加。
- 利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少であり、医療・介護保険制度にも増して障害福祉サービス等報酬（＝サービス料金）の上昇や利用量の増加による負担増を利用者が感じにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造。こうした中、サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立し、制度の持続可能性をどのように確保していくかが大きな課題。

障害福祉サービスの現状



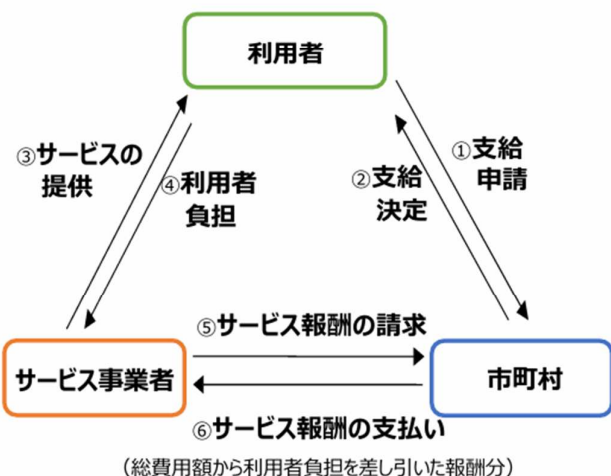
今後の主な改革の方向性

- 2024年度の総費用額の急上昇への対応
 - ・2024年度は総費用額が急上昇（＋11.3%）。主な要因は、2024年度の報酬（サービス料金）改定（＋1.12%）を大きく上回る一人当たり費用額の伸び。
 - ・総費用額急増の具体的な要因や背景を速やかに分析し、早急に対策を講じる必要。
- 障害福祉分野の職員の処遇改善
 - ・障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題。同時に、生産性向上を通じた業務の省力化・効率化が不可欠。
 - ・2024年度改定を踏まえた処遇改善や経営の状況等を把握・検証し、介護分野の対応を睨みつつ、経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要。
- 制度改革
 - ・サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立させるための改革の実施が必要。
 - ・具体的には、総量規制のグループホームへの対象拡大を含む事業者指定のあり方の見直しや、配置基準の厳格化を含む報酬体系の見直し等、総合的な検討を行うべき。

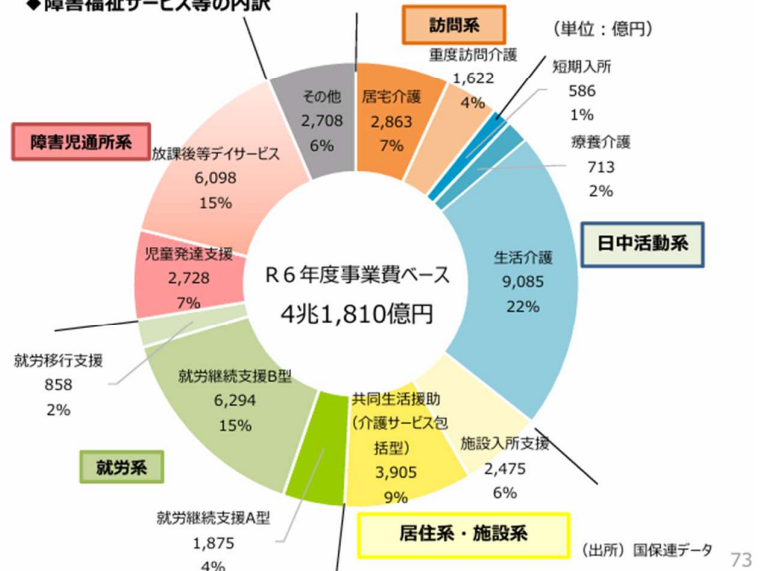
障害福祉サービス等の概要

- 障害福祉サービスは、障害者の方が、自立した日常生活や社会生活を送れるように支援する公的なサービス。個々の障害者の障害の種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向等を踏まえ、利用計画を作成し、個々に支給決定が行われる。
- 各サービスは、都道府県等の指定を受けた事業者が提供する。利用者に各サービスを提供した場合に、その対価として、市町村は事業者サービス費用（障害福祉等サービス報酬）を支払う。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。
- 障害福祉サービス等の内訳を見ると、生活介護、グループホーム（共同生活援助）、就労継続支援（A型・B型）、障害児通所サービス（放課後等デイサービス・児童発達支援）の割合が大きい。

◆障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ（概要）



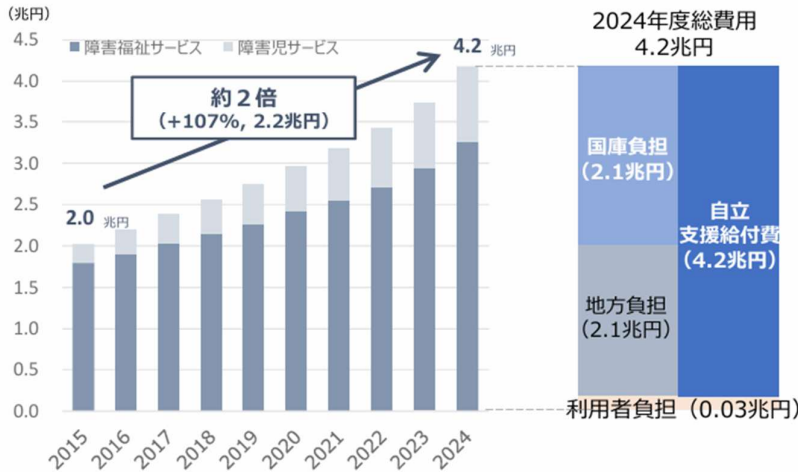
◆障害福祉サービス等の内訳



障害福祉サービスの改革の必要性

- 障害福祉サービス等の総費用額 (= 自立支援給付費 (公費負担) + 利用者負担) は、利用者の増加や一人当たり利用額の増加により、直近10年間で約2倍に増加。
- 利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少であり、医療・介護保険制度にも増して障害福祉サービス等報酬 (= サービス料金) の上昇や利用量の増加による負担増を利用者が感じにくく、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造。こうした中、サービスの質の確保と総費用額の抑制を両立し、制度の持続可能性をどのように確保していくかが大きな課題。

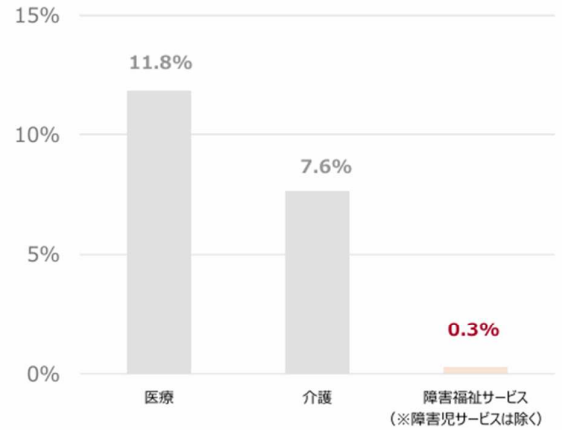
◆障害福祉サービス等の総費用額の推移と負担の内訳



(出所) 国保連データ (年度ごとの実績) を基に作成。

(出所) 国庫負担については、交付決定額等。利用者負担については、国保連データを基に作成。地方負担は残余の額。

◆総費用額に占める自己負担割合の比較

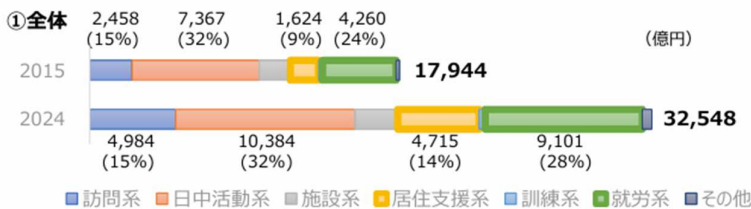


(出所) 医療は「令和5年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担。介護は「令和5年度介護保険事業状況報告 (年報)」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出。障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

障害者福祉サービスの類型別の状況

- 障害福祉サービスは、従来、施設系や日中活動系の割合が高かったが、就労系や居住支援系の割合が増加。(障害福祉サービスの総費用の伸びに対する寄与度も大きい。)
- こうした総費用額の伸びが大きいサービスでは、営利事業所数の参加も大きい。

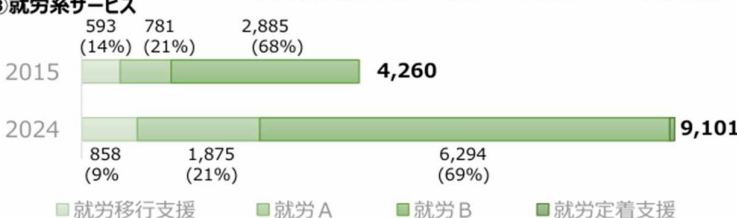
◆障害福祉サービス総費用額に占める割合の変化



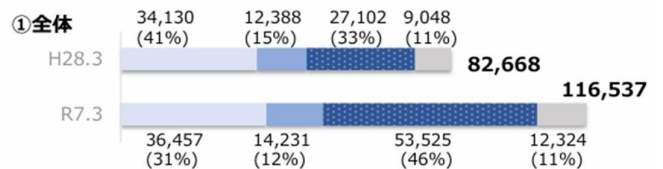
②居住支援系サービス (グループホーム等)



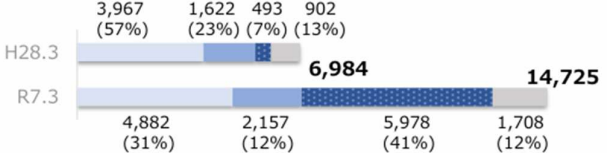
③就労系サービス



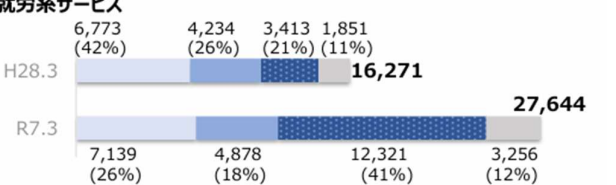
◆事業所数の伸びと法人類型の割合の変化



②居住支援系サービス (グループホーム等)



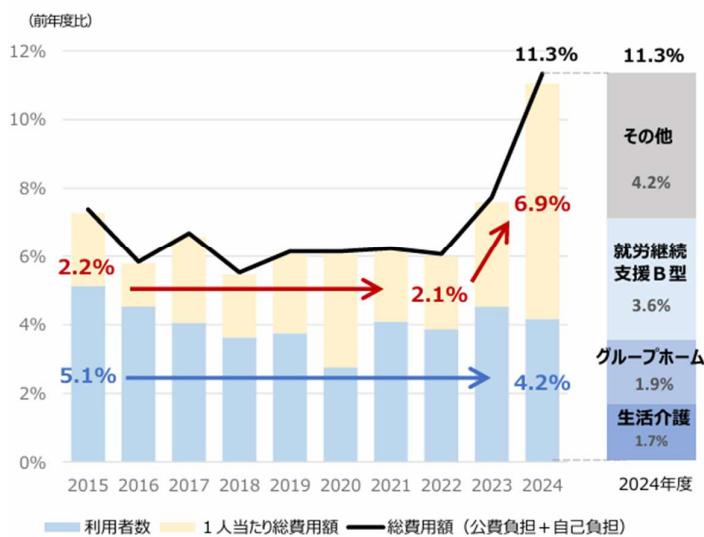
③就労系サービス



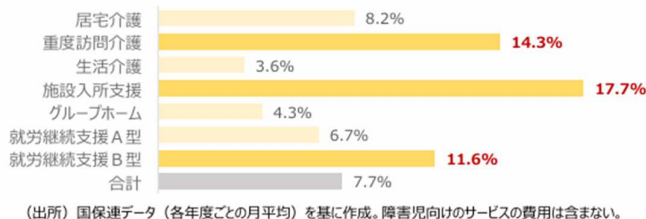
障害福祉サービスの総費用額の増加要因

○ 近年の障害福祉サービスの総費用額の伸びを分析すると、過去10年間、利用者数の増加に加えて一人当たり総費用額も増加。更に2024年度は総費用額が急上昇(+11.3%)しているが、その主な要因は、2024年度の障害福祉等サービス報酬(サービス料金)改定(+1.12%)を大きく上回る一人当たり費用額の伸び。

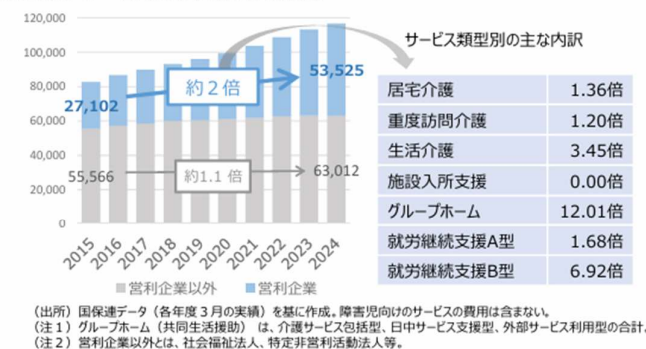
◆障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



◆1事業所当たり総費用額の伸び(2024年度、サービス類型別)



◆障害福祉サービス等の事業所数の推移



【改革の方向性】(案)

○ 今後、総費用額急増の具体的な要因や背景を速やかに分析した上で、2024年度障害福祉等サービス報酬改定等の政策意図に沿わないものがある場合には、早急に対策を講じる必要。

障害福祉分野の職員の処遇改善

○ 経済・物価動向が変化の中で、障害福祉分野の職員の処遇改善は喫緊の課題。
○ 2024年には、福祉・介護職員の基本給等で5.3%、一時金等を含む平均給与額で6.5%の賃上げ(定期昇給込み)が実現する一方で、1事業所当たりの総費用額(=自立支援給付と利用者負担の合計であり、施設・事業所の収益の大宗を占める)は、2024年度において7.7%増加。

◆障害福祉分野の福祉・介護職員の給与等の変化

	2023年	2024年	増加額
基本給等 ^{※1}	24.1万円	25.4万円	1.3万円 (5.3%増)
平均給与額 ^{※2}	30.8万円	32.8万円	2.0万円 (6.5%増)

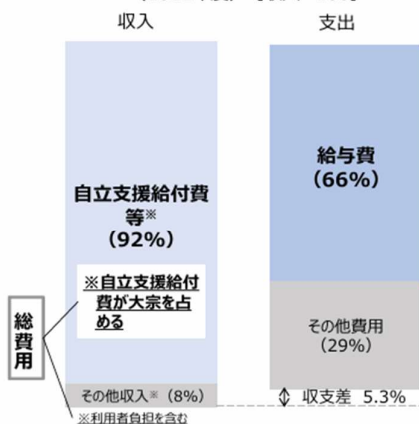
【参考】介護分野の介護職員の給与等の変化

	2023年	2024年	増加額
基本給等 ^{※1}	24.3万円	25.4万円	1.1万円 (4.6%増)
平均給与額 ^{※2}	32.4万円	33.8万円	1.4万円 (4.3%増)

※1 基本給+毎月決まって支払われる手当
※2 基本給+手当+一時金
※3 処遇改善加算を取得している事業所における、同年も在籍している職員の比較。

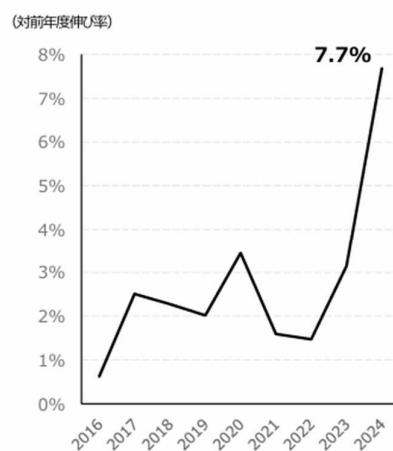
(出所) 厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査」「令和6年度介護従事者処遇状況等調査」

◆障害福祉サービス等の収支構造



(出所) 「令和5年度障害福祉サービス等経営実態調査結果」を基に作成。「その他収入」には、「自立支援給付費等・措置費・運営費収入」以外の「事業活動収益」(例、「利用料収入」)や「事業活動外収益」等を含む。「その他費用」には、「給与費」以外の「事業活動費用」(例、「減価償却費」)や「事業活動外費用」等を含む。

◆1事業所当たりの総費用額の伸び



(出所) 国保連データを基に作成。障害児向けのサービスの費用は含まない。

【改革の方向性】(案)

○ 2024年度障害福祉サービス等報酬改定を踏まえた処遇改善の状況や、経営状況等の実態[※]を把握・検証した上で、介護分野の処遇改善に向けた対応を睨みつつ、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する必要。

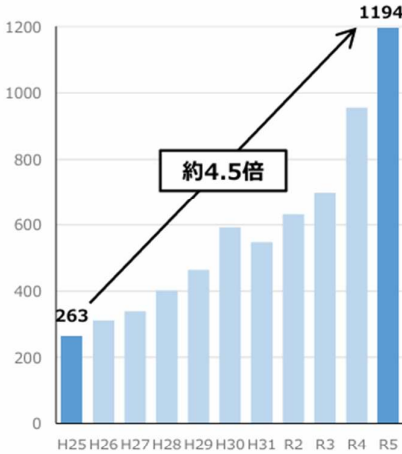
※ 今後公表される障害福祉サービス等経営概況調査(無作為抽出された事業所のうち一定割合が調査に回答)結果の国保連データ(1事業所当たり総費用額の算出根拠)との整合性等を勘案しつつ、経営状況等の実態を把握していく必要。

○ 同時に、今後労働力人口が減少していく中において、サービスの質を維持・向上していくためには、生産性向上を通じた業務の省力化・効率化が不可欠。

障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの事業所数が増加する中で、虐待件数も10年間で約4.5倍に増加。中でも、グループホームは約34倍となっており、全体の約3割を占めるに至っている。
- 他方で、都道府県等による事業所への運営指導の実施率は低く（16.5%）、厚生労働省の指針で定める水準（3年に一度）に未達。

◆障害福祉サービス等における虐待件数



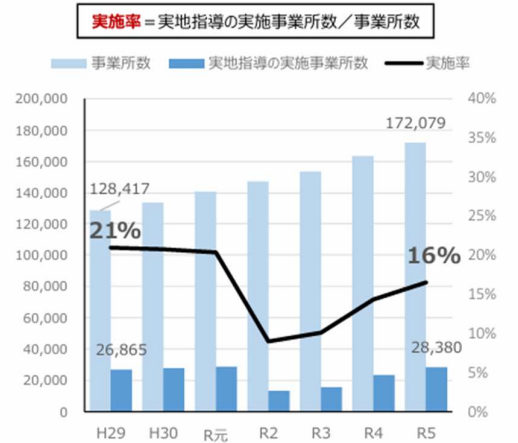
(注) 件数は各年度の実績 (出所) 厚生労働省 令和5年度障害者虐待対応状況調査

◆サービス類型別の虐待件数 (令和5年度)

サービス種別	件数	割合
グループホーム	338	28.3%
障害者支援施設	244	20.4%
生活介護	152	12.7%
放課後デイ	146	12.2%
就労継続支援B型	124	10.4%
就労継続支援A型	46	3.9%
居宅介護	27	2.3%
短期入所	31	2.6%
児童発達支援	24	2.0%
療養介護	18	1.5%
その他	44	3.7%
合計	1,194	100.0%

(出所) 厚生労働省 令和5年度障害者虐待対応状況等調査

◆運営指導 (実地指導) の実施件数・実施率



(出所) 厚生労働省「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」

・都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）における障害福祉サービス事業所等（障害児通所支援事業所、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。）に対する令和5年度の運営指導の実施率（実施件数/全事業所数）は16.5%（1.0%~48.8%の平均値）であり（※1）、指導指針においておおむね3年に1度の実施を求めている（※2）ことと比較して実施率が低い。

(※1) 令和5年度の運営指導実施率…指定障害福祉サービス事業者等の事業所：15.8%、指定障害児通所支援等事業者等の事業所：18.8%

(※2) 介護の運営指導については、原則は少なくとも指定の有効期間（6年）に1回の頻度で行い、施設系サービスや居住系サービスについては、利用者の生活の場であること等を考慮し、3年に1回の頻度で運営指導を行うことが望ましいこととされている。

(出所) 厚生労働省第146回社会保障審議会障害者部会資料

サービスの質の確保のための自治体の権限強化

- 令和7年度予算執行調査に当たって自治体の意見を聴取したところ、事業所の指定等に関して自治体の権限を強化すべきと考える自治体が多く、その具体的な方法としては、指定基準の見直しや総量規制等を掲げる自治体が多かった。

Q. 事業所の急増がサービスの質の低下につながっているため、その対応として事業所指定のあり方の見直しや指定に際しての自治体の権限の強化を行うべきであるとの指摘がありますが、こうした指摘についてどうお考えになりますか。

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない	わからない
都道府県	20%	43%	5%	14%	18%
指定都市	47%	35%	12%	0%	6%
中核市	45%	32%	7%	5%	12%
その他市区町村	8%	29%	20%	12%	30%

Q. 上記の間で、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と回答した場合は、その具体的な方法として有効と考えられるものを選択してください。

	総量規制の拡大	意見申出制度の活用	指定基準の見直し	指定権限を有する自治体における審査プロセスの見直し	その他
都道府県	36%	61%	89%	29%	7%
指定都市	50%	7%	64%	29%	21%
中核市	52%	15%	80%	35%	11%
その他市区町村	31%	35%	62%	45%	6%

(注) 有効回答数は1,059か所。都道府県、指定都市、中核市は指定権者。 (出所) 令和7年度財務省予算執行調査

※複数選択可であるため合計は100%を超える。

【改革の方向性】(案)

- 厚生労働省においては、こうした自治体の意見などを踏まえつつ、今年度中に行うこととされている第8期障害福祉計画（令和9~11年度）に係る基本指針の策定や令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、具体的な議論を開始すべき。

グループホーム①（指定基準の見直し）

- 介護保険制度の認知症グループホームでは各職務について要件が定められている一方で、障害福祉サービスのグループホームにおいては、一部の職務（サービス管理責任者等）を除き、資格や実務経験、研修受講等の要件が定められていない。
- また、他の障害福祉サービスと比較しても、管理者に要件がない点や、資格等の要件があるサービス管理責任者に常勤が求められていないなど、指定基準は緩やかに設定されている。
- 実際に、資格や実務経験を有さない従事者が多いことが明らかになっており、こうした資格・職務経験等の欠如が、安易な事業参入やサービスの質の低下、利用者とのトラブルの原因となっているとの指摘がある。

◆介護保険制度との要件の比較

	障害福祉	介護保険制度※1
代表者	— (配置基準において定めなし) ※4	認知症の介護従事経験又は介護事業の経営経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
管理者※2	なし※4	3年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修等を修了
直接処遇職員※3	なし※4	無資格の場合、認知症介護基礎研修を修了

- ※1 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）
- ※2 事業所の運営や直接処遇職員のマネジメントを実施
- ※3 障害福祉の場合、利用者の日常生活をサポート（例：料理）する世話人及び身体介助（例：入浴）を行う生活支援員。介護保険の場合、介護従事者。
- ※4 障害福祉のグループホームの管理者・世話人・生活支援員の要件は、指定基準において以下のとおり定められている（代表者については定めなし）が、具体的な要件の定めはない。
・管理者：適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない
・世話人及び生活支援員：障害者の福祉の増進に熟識があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない

◆自治体の意見

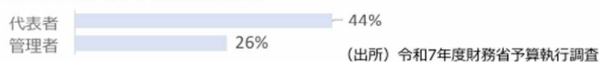
- ・ 世話人や生活支援員等には資格・実務要件がないため、未経験者や適性のない者が配置されることが多く、事故や入居者とのトラブルがあとを絶たない。必要な人員に資格要件や必修の研修を設け、事故防止と同時に質の低い共同生活援助事業所の指定申請を防ぎたい。
- ・ 事業所管理者が知識・経験を有さない場合もあることから、実務経験要件の設定や研修の実施など、管理者として必要な知識等を備えた者の配置を求めた方がよい。

(出所) 令和7年度財務省予算執行調査

◆資格を保有していない代表者等の割合



◆従事経験がない代表者等の割合



◆サービス管理責任者（役割・要件は各サービス共通）

グループホーム	生活介護、施設入所、就労A・B
常勤は求められていない（注）	常勤である必要

(注) 厚生労働省の解釈通知上、「業務を適切に遂行する観点から必要な勤務時間が確保されている必要がある」とされている

【参考】サービス管理責任者とは
 役割：①個々のサービス利用者の個別支援計画の作成、一連のサービス提供プロセス全般に関する責任、②他のサービス提供職員に対する指導的役割
 要件：サービス管理責任者研修（基礎・実践）修了、社会福祉士等の国家資格及び3年以上の実務経験等

【改革の方向性】（案）

- サービスの質の確保の観点からは、介護保険制度も参考にし、管理者、世話人及び生活支援員の資格要件や障害福祉サービスに従事した実務経験要件、研修修了要件等を、既存の利用者に予期せぬ影響がないよう留意しつつ、令和9年度報酬改定において指定基準として定めるべき。
- サービス管理責任者については、常勤要件について再考のうえ、例えば、最低勤務時間を、令和9年度報酬改定において指定基準として定めるべき。

80

グループホーム②（総量規制）

- グループホームについては、事業所（特に営利法人）数が急増している中、支援の質の低下が懸念されるといった指摘がなされている一方、他のサービスは対象となっている総量規制の対象サービスとなっていないが、地方自治体からは対象化を求める声がある。
- 総量規制にあたり参照されるサービス提供量の「見込み」については、過去の変化率（実績）により定めている自治体が多く、伸び率の高いサービスについては、仮に総量規制を導入したとしても、伸び率の抑制が効きにくい状況。

◆障害福祉サービスにおける総量規制の対象サービス

生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

◆総量規制の対象サービスについての地方自治体の意見

総量規制の対象に加えた方がよいサービスとして、グループホームと回答した割合が38%と最も高い（特に都道府県・政令市）

グループホームを総量規制の対象として加えたほうがよいと考える理由

- ・ 他のサービスと比較して特に事業所数の増加率が高い。
- ・ 事業者の知識や理解が乏しい、サービスの提供自体が疑わしい場合がある。
- ・ 軽度の障害者向け施設は多く参入があるが、重度の障害者向け施設が不足。
- ・ 事業者はニーズ調査をせずにどんどん参入し、先行して開設した後に利用者を募集。
- ・ 株式会社の参入が多く、開設しても利用者が集まらずにすぐ廃止してしまう事業所が多くみられるため、質を確保するためにも何らかの規制は必要。
- ・ 若い知的や軽度の精神等、在宅で可能な人たちがグループホームに囲い込まれている。
- ・ 地域で必要とされるサービス量以上の供給は不要。しかし、近年新規事業者の参入が相次いでおり、特に家賃の安いエリアの空き家を活用した事業者がみられる。空室を埋めるべく、都心部や他地域から利用者を募る事例もある。

(出所) 厚生労働省「障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究」より財務省作成

◆総量規制の仕組み

事業所等から指定申請があった場合に、以下の（1）・（2）のいずれかに該当する場合は、指定を拒否できる。

- (1) サービス提供量（実績）が、サービスの見込み量を上回る時

$$\text{サービス提供量（実績）} \geq \text{サービスの見込み量}$$

- (2) その他、都道府県等の障害福祉計画・障害児福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認めるとき

◆障害福祉サービスの見込み量の推計方法（単位%、複数回答）

<市町村>

回答自治体数（団体）	過去のサービス量の変化率平均	人口当たり利用率	その他	未回答
742	82.5	2.2	7.4	8.0

<都道府県>

回答自治体数（団体）	過去のサービス量の変化率平均	人口当たり利用率	管内市町村の見込量を合計	その他
47	0.0	0.0	95.7	4.3

(出所) 厚生労働省社会保障審議会第148回障害者部会資料

【改革の方向性】（案）

- 現在厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われているが、グループホームについても、総量規制の対象に加え、指定等を行う自治体が、各自の判断により、地域の事情に合わせた指定を行うことができるようすべき。
- 地域差の解消等の観点からは、過去の実績のみに依らない「見込み量」の推計方法を、厚生労働省が統一的に示すべき。

81

障害福祉サービス 概況調査結果の概要



障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

第48回 (R7. 11. 25)

資料 4

※令和8年1月9日差し替え

令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和7年度障害福祉サービス等経営概況調査の概要（白石再編集）

※物価高騰関連補助金含む

○調査期間 R6.6~7 ○調査対象 全ての障害福祉サービス等 ○抽出方法 調査対象サービスごとに層化無作為抽出法により3.2%~全数
○調査客体数 14,389施設・事業所 ○有効回答数7,263施設・事業所（有効回答率：50.5%）

	サービスの種類	R5決算	R6決算	増減		サービスの種類	R5決算	R6決算	増減	
訪問系	居宅介護	9.4%	8.9%	▲0.4%	訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	2.3%	2.0%	▲0.4%	
	重度訪問介護	7.8%	6.6%	▲1.3%		自立訓練（生活訓練）	5.6%	3.5%	▲2.1%	
	同行援護	4.5%	4.6%	0.1%		就労移行支援	8.3%	6.2%	▲2.2%	
	行動援護	8.6%	6.5%	▲2.1%		就労継続支援A型	6.8%	7.0%	0.2%	
日中活動系	短期入所	6.3%	2.9%	▲3.4%	相談系	就労継続支援B型	6.2%	6.4%	0.2%	
	短期入所（福祉型）	7.8%	4.2%	▲3.6%		就労定着支援	7.5%	7.7%	0.3%	
	短期入所（医療型）※	▲18.3%	20.3%	38.6%		自立生活援助	5.7%	5.1%	▲0.6%	
	短期入所（福祉型強化）※	8.1%	▲21.5%	▲29.7%		計画相談支援	5.1%	3.6%	▲1.5%	
	療養介護	1.3%	1.5%	0.2%		地域移行支援	11.3%	6.4%	▲4.9%	
	生活介護	7.4%	6.5%	▲0.8%		地域定着支援	2.0%	▲1.2%	▲3.2%	
	生活介護（通所型）	9.0%	9.9%	0.9%		障害児計画相談支援	4.8%	2.3%	▲2.5%	
	生活介護（入所型）※	5.1%	1.7%	▲3.4%		児童発達支援	8.3%	7.9%	▲0.3%	
施設系・居住系	施設入所支援	4.9%	3.0%	▲1.9%	児通所訪問	放課後等デイサービス	8.2%	9.3%	1.1%	
	共同生活援助	5.7%	5.9%	0.2%		居宅訪問型児童発達支援※	9.4%	5.6%	▲3.8%	
	共同生活援助（介護サービス包括型）	5.6%	7.3%	1.7%		保育所等訪問支援	6.8%	6.5%	▲0.3%	
	共同生活援助（日中サービス支援型）	7.1%	5.3%	▲1.8%		見入	福祉型障害児入所施設	5.3%	9.0%	3.7%
	共同生活援助（外部サービス利用型）	2.7%	3.6%	0.9%			医療型障害児入所施設	5.8%	2.3%	▲3.5%
				合計	全体（単純平均）	5.4%	4.9%	▲0.5%		
					全体（加重平均）	7.0%	6.8%	▲0.3%		

※は集計施設・事業数が少なく集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表

第37表 就労継続支援B型 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目（経営主体別）

（単位：千円）

		全体	社会福祉法人 （社協を含む）	営利法人	NPO法人	その他
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	35,931 94.4%	39,141 93.7%	32,209 94.0%	36,072 95.4%	35,204 95.4%
	(2) 利用料収益	737 1.9%	1,123 2.7%	317 0.9%	685 1.8%	740 2.0%
	(3) 補助事業等収益	724 1.9%	899 2.2%	332 1.0%	843 2.2%	878 2.4%
	(4) その他	595 1.6%	420 1.0%	1,401 4.1%	197 0.5%	85 0.2%
II 事業活動費用	(1) 給与費	25,929 68.1%	31,047 74.3%	20,203 59.0%	25,835 68.4%	24,973 67.7%
	(2) 減価償却費	1,203 3.2%	1,526 3.7%	1,237 3.6%	1,001 2.6%	657 1.8%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲208 -0.5%	▲611 -1.5%	0 0.0%	0 0.0%	▲9 0.0%
	(4) 委託費	728 1.9%	695 1.7%	531 1.6%	585 1.5%	1,585 4.3%
	(5) その他	7,606 20.0%	5,966 14.3%	8,983 26.2%	8,385 22.2%	7,348 19.9%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	1 0.0%	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	37 0.1%	28 0.1%	44 0.1%	39 0.1%	41 0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	68 0.2%	198 0.5%	1 0.0%	0 0.0%	3 0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	386 1.0%	1,050 2.5%	0 0.0%	0 0.0%	249 0.7%
収入（①＝I＋III＋V）		38,055 100.0%	41,784 100.0%	34,259 100.0%	37,796 100.0%	36,910 100.0%
支出（②＝II＋IV＋VI）		35,681 93.8%	39,701 95.0%	30,999 90.5%	35,845 94.8%	34,846 94.4%
収支差（③＝①－②）		2,374 6.2%	2,082 5.0%	3,260 9.5%	1,951 5.2%	2,064 5.6%
客体数		348	118	97	91	42

1施設・事業所あたり定員数	21	22	17	22	22
定員あたり収入	1,829	1,870	1,969	1,742	1,651
定員あたり支出	1,715	1,777	1,781	1,652	1,559
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	5	5	4	5	5
サービス換算職員数あたり給与費	5,388	5,833	5,192	5,296	4,957

※無回答の施設・事業所は含まれていない

第46表 共同生活援助(介護サービス包括型) 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

(単位:千円)

		全体	社会福祉法人 (社協を含む)	営利法人	NPO法人	その他
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	31,670 79.4%	40,068 76.5%	28,569 82.3%	20,957 84.4%	22,352 82.4%
	(2) 利用料収益	6,767 17.0%	9,491 18.1%	5,652 16.3%	3,256 13.1%	4,372 16.1%
	(3) 補助事業等収益	677 1.7%	1,253 2.4%	180 0.5%	405 1.6%	361 1.3%
	(4) その他	167 0.4%	57 0.1%	301 0.9%	224 0.9%	14 0.1%
II 事業活動費用	(1) 給与費	24,602 61.7%	33,453 63.9%	20,376 58.7%	14,710 59.2%	16,262 60.0%
	(2) 減価償却費	1,467 3.7%	2,340 4.5%	900 2.6%	785 3.2%	707 2.6%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 339 -0.9%	▲ 812 -1.6%	0 0.0%	0 0.0%	▲ 21 -0.1%
	(4) 委託費	742 1.9%	1,149 2.2%	467 1.3%	460 1.9%	353 1.3%
	(5) その他	10,276 25.8%	11,008 21.0%	12,013 34.6%	6,597 26.6%	5,917 21.8%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	1 0.0%	3 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	115 0.3%	103 0.2%	144 0.4%	56 0.2%	189 0.7%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	620 1.6%	1,487 2.8%	0 0.0%	0 0.0%	13 0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	289 0.7%	647 1.2%	0 0.0%	70 0.3%	118 0.4%
収入(①=I+III+V)		39,901 100.0%	52,359 100.0%	34,701 100.0%	24,843 100.0%	27,111 100.0%
支出(②=II+IV+VI)		37,152 93.1%	47,889 91.5%	33,900 97.7%	22,678 91.3%	23,524 86.8%
収支差(③=①-②)		2,749 6.9%	4,470 8.5%	801 2.3%	2,165 8.7%	3,587 13.2%
客体数		341	142	119	56	24

1施設・事業所あたり定員数	16	19	14	12	16
定員あたり収入	2,482	2,707	2,435	2,127	1,694
定員あたり支出	2,311	2,476	2,379	1,942	1,470
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	6	7	6	5	5
サービス換算職員数あたり給与費	4,003	4,653	3,547	3,212	3,331

※無回答の施設・事業所は含まれない。

第49表 共同生活援助(日中サービス支援型) 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

(単位:千円)

		全体	社会福祉法人 (社協を含む)	営利法人	NPO法人	その他
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	47,750 82.3%	57,188 80.6%	42,049 83.6%	48,253 83.3%	39,926 84.0%
	(2) 利用料収益	8,391 14.5%	10,131 14.3%	7,441 14.8%	7,895 13.6%	6,684 14.1%
	(3) 補助事業等収益	583 1.0%	957 1.3%	362 0.7%	380 0.7%	516 1.1%
	(4) その他	363 0.6%	10 0.0%	467 0.9%	1,368 2.4%	417 0.9%
II 事業活動費用	(1) 給与費	38,375 66.1%	49,777 70.2%	32,461 64.5%	38,418 66.4%	19,621 41.3%
	(2) 減価償却費	2,659 4.6%	4,035 5.7%	1,862 3.7%	2,702 4.7%	1,215 2.6%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 642 -1.1%	▲ 1,796 -2.5%	0 0.0%	0 0.0%	▲ 53 -0.1%
	(4) 委託費	1,047 1.8%	1,595 2.2%	715 1.4%	1,100 1.9%	572 1.2%
	(5) その他	12,518 21.6%	12,182 17.2%	13,088 26.0%	11,749 20.3%	10,009 21.1%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	2 0.0%	4 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	231 0.4%	190 0.3%	250 0.5%	407 0.7%	97 0.2%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	942 1.6%	2,648 3.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	862 1.5%	2,422 3.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
収入(①=I+III+V)		58,030 100.0%	70,939 100.0%	50,319 100.0%	57,895 100.0%	47,543 100.0%
支出(②=II+IV+VI)		55,052 94.9%	68,405 96.4%	48,377 96.1%	54,376 93.9%	31,461 66.2%
収支差(③=①-②)		2,979 5.1%	2,534 3.6%	1,942 3.9%	3,519 6.1%	16,082 33.8%
客体数		236	84	124	16	12

1施設・事業所あたり定員数	15	15	15	14	12
定員あたり収入	3,952	4,580	3,470	4,249	3,855
定員あたり支出	3,750	4,417	3,336	3,991	2,551
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	9	10	9	11	7
サービス換算職員数あたり給与費	4,134	5,032	3,808	3,539	2,738

※無回答の施設・事業所は含まれない。

第67表 児童発達支援 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

(単位：千円)

		全体	社会福祉法人 (社協を含む)	営利法人	NPO法人	その他
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	20,850 94.2%	33,632 94.8%	16,325 93.0%	18,742 96.0%	28,696 95.8%
	(2) 利用料収益	688 3.1%	883 2.5%	585 3.3%	742 3.8%	904 3.0%
	(3) 補助事業等収益	148 0.7%	222 0.6%	150 0.9%	31 0.2%	128 0.4%
	(4) その他	360 1.6%	103 0.3%	486 2.8%	12 0.1%	235 0.8%
II 事業活動費用	(1) 給与費	15,057 68.0%	29,217 82.4%	10,624 60.6%	12,126 62.1%	21,722 72.5%
	(2) 減価償却費	547 2.5%	1,463 4.1%	382 2.2%	534 2.7%	420 1.4%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 105 -0.5%	▲ 686 -1.9%	0 0.0%	0 0.0%	▲ 68 -0.2%
	(4) 委託費	629 2.8%	1,181 3.3%	124 0.7%	45 0.2%	2,418 8.1%
	(5) その他	3,877 17.5%	4,438 12.5%	3,627 20.7%	4,568 23.4%	4,068 13.6%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	1 0.0%	6 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	35 0.2%	31 0.1%	35 0.2%	45 0.2%	34 0.1%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	85 0.4%	621 1.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	370 1.7%	2,665 7.5%	0 0.0%	0 0.0%	20 0.1%
収入(①=I+III+V)		22,131 100.0%	35,467 100.0%	17,546 100.0%	19,526 100.0%	29,963 100.0%
支出(②=II+IV+VI)		20,410 92.2%	38,309 108.0%	14,792 84.3%	17,319 88.7%	28,613 95.5%
収支差(③=①-②)		1,722 7.8%	▲ 2,842 -8.0%	2,754 15.7%	2,208 11.3%	1,349 4.5%
客体数		320	44	202	23	51

1施設・事業所あたり定員数	13	14	12	10	19
定員あたり収入	1,689	2,584	1,501	1,864	1,550
定員あたり支出	1,558	2,791	1,266	1,653	1,480
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	6	7	5	5	7
サービス換算職員数あたり給与費	2,575	4,270	1,971	2,482	3,155

※無回答の施設・事業所は含まれない。

第70表 放課後等デイサービス 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

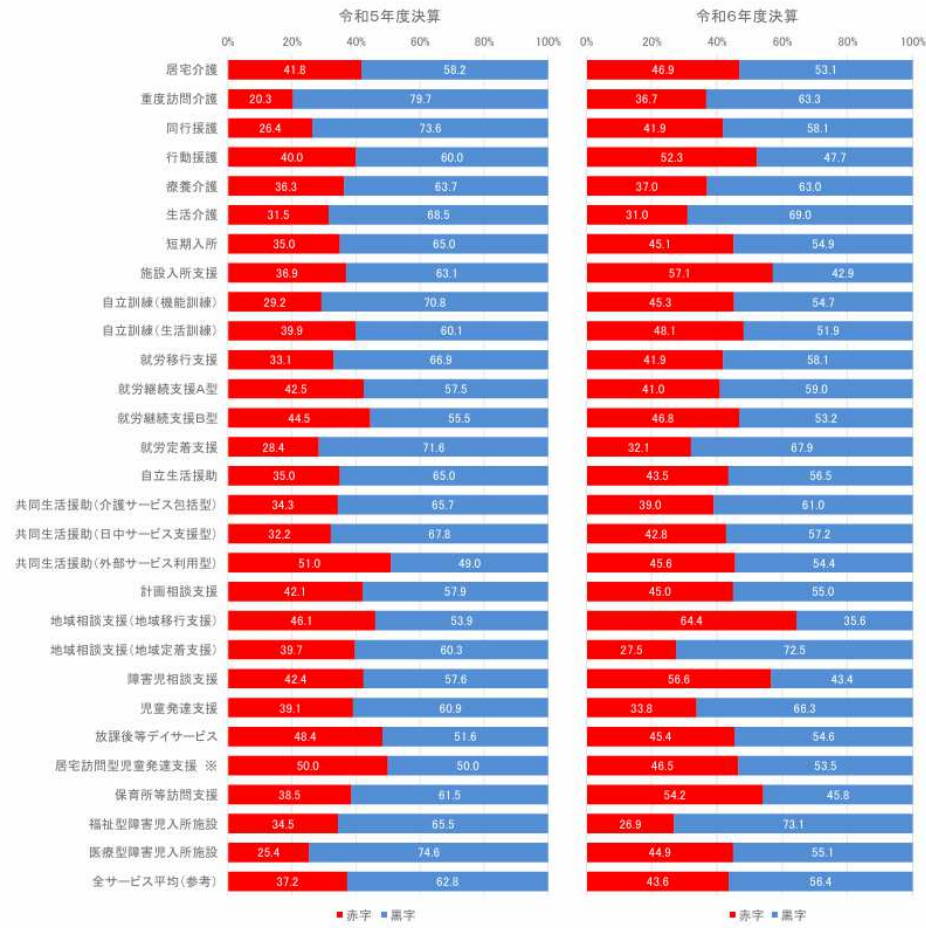
(単位：千円)

		全体	社会福祉法人 (社協を含む)	営利法人	NPO法人	その他
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・措置費・運営費収益	28,871 93.1%	23,286 85.2%	30,804 94.0%	26,522 95.1%	28,018 95.0%
	(2) 利用料収益	1,170 3.8%	1,134 4.2%	1,233 3.8%	985 3.5%	1,050 3.6%
	(3) 補助事業等収益	220 0.7%	277 1.0%	216 0.7%	214 0.8%	164 0.6%
	(4) その他	710 2.3%	2,304 8.4%	505 1.5%	161 0.6%	253 0.9%
II 事業活動費用	(1) 給与費	19,983 64.4%	21,294 78.0%	19,721 60.2%	19,529 70.0%	20,203 68.5%
	(2) 減価償却費	840 2.7%	1,007 3.7%	723 2.2%	907 3.3%	1,242 4.2%
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 74 -0.2%	▲ 274 -1.0%	0 0.0%	0 0.0%	▲ 333 -1.1%
	(4) 委託費	290 0.9%	735 2.7%	191 0.6%	221 0.8%	324 1.1%
	(5) その他	6,868 22.1%	4,240 15.5%	7,782 23.7%	5,975 21.4%	6,179 21.0%
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
IV 事業活動外費用	(1) 借入金利息	50 0.2%	36 0.1%	53 0.2%	47 0.2%	60 0.2%
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	54 0.2%	316 1.2%	10 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
VI 特別費用	(1) 本部への繰入	237 0.8%	821 3.0%	179 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
収入(①=I+III+V)		31,025 100.0%	27,317 100.0%	32,768 100.0%	27,882 100.0%	29,484 100.0%
支出(②=II+IV+VI)		28,194 90.9%	27,859 102.0%	28,650 87.4%	26,678 95.7%	27,675 93.9%
収支差(③=①-②)		2,831 9.1%	▲ 542 -2.0%	4,118 12.6%	1,204 4.3%	1,809 6.1%
客体数		304	46	191	37	30

1施設・事業所あたり定員数	11	11	11	10	10
定員あたり収入	2,906	2,564	3,019	2,708	2,929
定員あたり支出	2,640	2,615	2,640	2,591	2,749
1施設・事業所あたりサービス換算職員数	5	4	6	5	5
サービス換算職員数あたり給与費	3,898	5,253	3,532	4,238	4,350

※無回答の施設・事業所は含まれない。

赤字事業所・黒字事業所数の割合



注1: サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため参考数値として公表している。
 注2: 重度障害者等包括支援、医療型児童発達支援については、有効回答数が極めて少ないため公表の対象外としている。

要望活動等

障害福祉現場の賃上げ状況調査

調査結果と提言・要望

令和7年10月21日

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国社会就労センター協議会

全国身体障害者施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会

全国身体障害者福祉施設協議会

特定非営利活動法人 日本相談支援専門員協会

一般社団法人 全国介護事業者連盟

一般社団法人 全国児童発達支援協議会

1

障害福祉現場の賃上げ状況調査 調査結果を踏まえた提言・要望

調査結果から見た障害福祉現場の実態

- ✓ 障害福祉事業所は、処遇改善加算を活用し、加算の算定基礎に含まれない職種等を含め、でき得る限りの経営努力により、処遇改善を着実に進めている。
- ✓ しかしながら、物価高騰や最低賃金引上げのなかで、現行の報酬・加算水準では、すでに賃上げ余力がなく経営努力による対応も限界で、全産業との賃金格差が拡大している。

提言・要望

人材を確保し、障害のある方に質の高い福祉サービスを継続するため
処遇改善の抜本的な拡充を

1. 全産業と遜色ない処遇水準に向けた加算額、報酬の大幅な引上げと早急な実施

- ➔ 次期定期報酬改定（令和9年度）以前に、今年度（令和7年度）補正予算、令和8年度での報酬の臨時改定での対応が不可欠。
- ➔ 特に居宅介護や通所事業には、より上位の加算の算定促進に向けた支援が必要。

2. 報酬への賃金スライド制・物価スライド制の導入

- ➔ 賃上げ基調とさらなる物価高騰が今後も想定されるなかで、他産業の後追いでは人材流出が続いてしまう。全産業の賃上げや人事院勧告、また最低賃金、そして物価指数に連動する仕組みを導入すべき。

3. 処遇改善の制度間一元化、対象事業・職種と法人裁量のさらなる拡大

- ➔ 人事院勧告ベースの保育分野等や、仕組みは同じでも別制度の介護分野など、処遇改善制度の多様・縦割りのなかで、多角経営する社会福祉法人等では、職員への公平感をもった処遇に苦慮し、法人持ち出しでの対応も。処遇改善の仕組み・運用の制度間一元化と、法人裁量のさらなる拡大が必要。
- ➔ 相談系事業の加算対象への追加や、福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算入が必要。

4. 物価高騰対策にかかる財政支援の拡充

- ➔ 光熱水費、食事提供費等の高騰の状況に応じ、基準費用額・補足給付額、食事提供体制加算額を引き上げるべき。
- ➔ 財政支援は、自治体への交付金ではなく、補助金など支援が事業所に確実に行き渡る仕組みにしていきたい。

4

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等



会 長 樋 口 幸 雄
政策委員長 久 木 元 司

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

【基本的な考え方】

R6年度報酬改定にて各種加算や人員体制拡充等により費用が増加したが、これは障害のある人の地域生活を支える為の不可欠な費用である。一方で事業所の取り組み内容等には大きな差があり、一律に費用が増加し続けることは支援の質・公平性・制度の持続可能性の観点から課題があると考え。安定的な従事者の確保と、取り組み内容等が適正に評価・反映されたメリハリのある報酬体系とすることで、障害のある人の安心した暮らしの支援体制構築と業界全体の底上げ、持続可能な制度構築に繋がると考え、以下について提言する。

1 適正なサービス供給と取組評価による制度の持続可能性の両立

- 背景
 - ・障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業体の参入増加
 - ・R6年度報酬改定にてグループホームの総量規制に言及
 - ・多様な状態像の利用者を受け入れるサービス資源の不足
 - ・利用者ニーズに沿った取り組みの事業所間格差
- 提言
 - ・障害福祉計画による一律の総量規制は慎重に(視点1・3)
 - ・事業所指定の在り方の厳格化・意見申出制度の強化(視点1・3)
 - ・事業所の取組状況等に応じた評価、報酬設定(視点1・2・3)

2 社会実態に応じた即時性の高い報酬設定と賃金格差の是正

- 背景

	【別添8団体調査等参照】	
・給与等	障害福祉30.8万円/月	全産業38.6万円/月
・有効求人倍率	障害福祉3.36倍	全産業1.14倍
・賃上げ率	障害福祉3.81%	全産業5.25%
・物価上昇率	R5年 3.2% → R6年 2.7% → R7年(10月) 3.0%	
- 提言
 - ・障害福祉分野と全産業との賃金格差の是正(視点2・3)
 - ・物価指数・人事院勧告等に毎年連動する報酬設定(視点1・2・3)

3 処遇改善の制度間一元化と対象の拡大

- 背景
 - ・包括的経営の障壁となる処遇改善の制度間格差
 - ・処遇改善対象外職種に対する不均衡や法人負担の増加
- 提言
 - ・障害・介護・保育の処遇改善の仕組みの一元化(視点2)
 - ・相談支援事業の加算対象事業への追加(視点2)
 - ・福祉・介護職以外の職種の加算算定基礎への算定(視点2)

4 経験や専門性がさらに活かされる事業所運営体制

- 背景
 - ・「福祉専門職員配置等加算」の併給は生活介護のみ
 - ・上記加算額は定員50名規模でも月40万円程度
 - ・3年を大きく超える勤続年数や35%を大きく超える有資格率であっても評価が変わらない
 - ・一部の国家資格のみが対象となっている
 - ・非常勤職員の有給休暇や研修参加が常勤換算に算定できない
- 提言
 - ・福祉専門職員配置等加算の併給を全サービスに拡大(視点3)
 - ・経験や専門資格が十分に評価される単価に増額(視点3)
 - ・勤続年数・有資格率について上位区分を創設(視点3)
 - ・現行の対象資格に専門性を評価できる資格等を追加(視点3)
 - ・非常勤職員の有休・研修参加の取扱を常勤職員同様に(視点3)

5 生活の基盤である居住支援の在り方の再構築

- 背景
 - ・「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」の報告書として取りまとめが示された
 - ・日中サービス支援型グループホームの課題が指摘されている
- 提言
 - ・検討会報告書の内容の実現に向けた報酬上の評価(視点3)
 - ・日中サービス支援型グループホームにおける、本人のニーズに基づく他の日中サービスの利用の促進(視点1・3)

6 障害のある人が安心して地域生活を送ることができる財政支援

- 背景
 - ・食料品指数(農水省) 令和2年 100 → 令和5年 128.1
 - ・住宅・土地統計調査(総務省) 借家の家賃R2 → R5年7.1%増加
- 提言
 - ・障害者支援施設の食費等の基準費用額と補足給付額の引上げ
 - ・通所事業所における食事提供体制加算の引上げ(視点3)
 - ・グループホームの補足給付額(家賃補助)の引上げ(視点3)

7 報酬構造の簡素化・合理化

- 背景
 - ・支援メニュー充実の一方で構造が複雑化(加算160減算数29)
- 提言
 - ・加算の算定要件等の簡素化と整理(視点1)

令和7年度 障害保健福祉補正予算

障害保健福祉に関する令和7年度補正予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

【令和7年度補正予算案：646億円（デジタル庁一括計上予算を含む）】

【主な施策】

- 障害福祉分野における賃上げに対する支援 439億円**

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施する。
(※) この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円をこども家庭庁に計上。
- 障害福祉分野における省力化・業務効率化支援 15億円**

人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。
また、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。
- 障害福祉等分野における食材料費・光熱水費高騰等への支援 重点支援地方交付金の内数**

物価上昇の影響を受ける障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。）への、重点支援地方交付金の活用を促進する。
就労系サービスについては、障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策支援の活用と併せて、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援についても、活用を促進する。
- 障害保健福祉施策に関するDXの推進 64億円**

障害福祉関係データベースについて、自治体の計画見込値の設定等の計画実施状況調査機能の拡充、自治体の抽出機能及び集計結果配布等に係る機能改修を行うとともに、障害福祉サービス事業所等に係る電子申請・届出機能、事業所台帳管理システムの機能、業務管理体制データ管理システムの機能を包含した共通システムの構築等を行う。
- 社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 118億円**

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備等の支援、障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備、災害により被害を受けた障害者支援施設等の災害復旧への支援等を行う。
また、令和6年能登半島地震等による被災者等への心のケアについて、精神保健相談体制の強化等を行う。
(※) 社会福祉施設等施設整備費として、障害者支援施設等に対する耐震化整備等の支援等のため101億円を計上。

*この他、自立支援給付費の補正追加を行う。

令和8年度 臨時報酬改定について

一部抜粋



令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

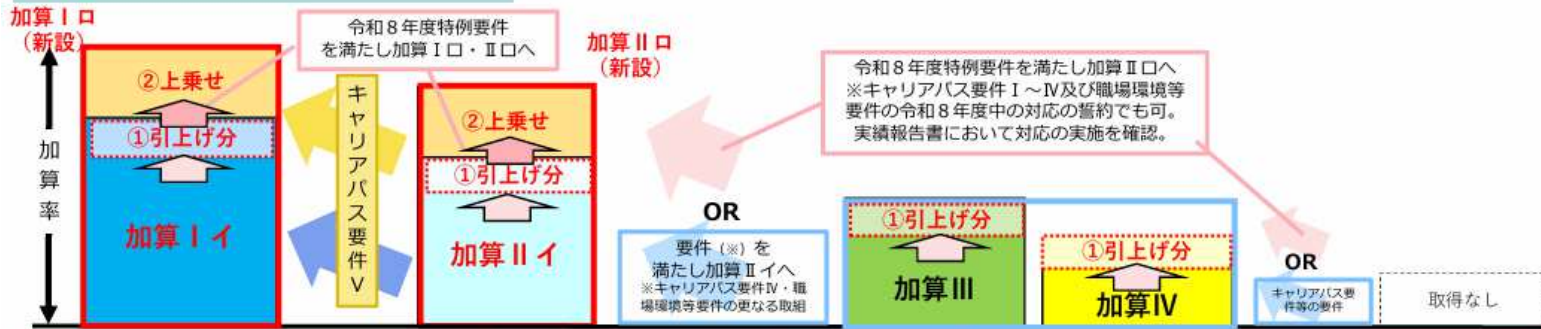
令和8年2月18日
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1(1) 処遇改善加算の拡充①

概要

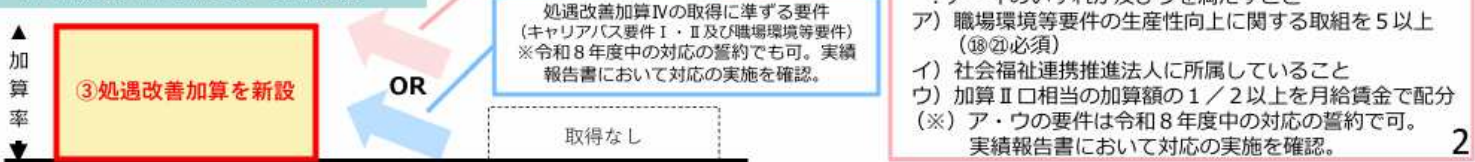
- 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円(3.3%)の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円(1.0%)の上乗せ措置を実施する。
※ 合計で、福祉・介護職員について最大月1.9万円(6.3%)の賃上げ(定期昇給0.6万円込み)が実現する措置
- 具体的には以下の措置を講じる(併せて申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる)。**【告示改正・令和8年6月施行】**
 - ① 今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する(加算率の引上げ)
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける(加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ)
 - ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する
 - ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。

現行の処遇改善加算の対象サービス



新たに処遇改善加算の対象となるサービス

(計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援)



1(1) 処遇改善加算の拡充②

単位数

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ	III	IV
居宅介護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
重度訪問介護	37.2%	38.2%	35.7%	36.7%	30.2%	24.8%
同行援護	44.6%	45.6%	43.1%	44.1%	37.6%	30.2%
行動援護	41.1%	42.1%	39.6%	40.6%	34.1%	27.7%
重度障害者等包括支援	25.2%	26.2%			19.1%	16.7%
生活介護	9.3%	9.7%	9.2%	9.6%	7.9%	6.7%
施設入所支援	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
短期入所	18.6%	19.3%			16.5%	14.2%
療養介護	16.4%	17.1%	16.2%	16.9%	14.3%	12.6%
自立訓練(機能訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
自立訓練(生活訓練)	16.4%	17.1%	16.0%	16.7%	12.4%	10.6%
就労選択支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労移行支援	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
就労継続支援A型	10.8%	11.2%	10.6%	11.0%	9.1%	7.5%
就労継続支援B型	10.5%	10.9%	10.3%	10.7%	8.8%	7.4%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算					
	Iイ	Iロ	IIイ	IIロ	III	IV
就労定着支援	11.5%	11.9%			9.8%	8.1%
自立生活援助	11.5%	11.9%	11.3%	11.7%	9.8%	8.1%
共同生活援助(介護サービス包括型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	16.3%	16.9%	16.0%	16.6%	14.4%	12.1%
共同生活援助(外部サービス利用型)	22.7%	23.3%	22.4%	23.0%	20.8%	16.8%
児童発達支援	15.2%	15.8%	14.9%	15.5%	13.9%	11.7%
医療型児童発達支援	19.7%	20.3%	19.4%	20.0%	18.4%	15.0%
放課後等デイサービス	15.5%	16.1%	15.2%	15.8%	14.2%	11.9%
居宅訪問型児童発達支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
保育所等訪問支援	15.0%	15.6%			13.9%	11.7%
福祉型障害児入所施設	30.5%	32.0%	30.1%	31.6%	26.2%	23.5%
医療型障害児入所施設	28.5%	30.0%	28.1%	29.6%	24.2%	22.1%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善加算(新設)
計画相談支援	5.1%
地域相談支援(地域移行支援)	5.1%
地域相談支援(地域定着支援)	5.1%
障害児相談支援	5.1%

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。
 加算率は、サービス毎の常勤換算職員数に基づき設定。

1(1) 処遇改善加算の拡充③

算定要件等

算定要件等	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
			・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分		
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○（※1）	○（※1）	◎（※2・3）	◎（※2・3）
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額460万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○（※3）	○（※3）
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組（※4）

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和8年度中の対応の誓約で可

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の福祉・介護職員分の
加算率を**上乗せ**

注) 新たに対象となる計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能 ※加算Ⅳに準ずる要件は令和8年度中の対応の誓約で可

- (※1) a.区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + b.全体から8以上（*）
- (※2) c.区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上・◎必須） + d.全体から14以上（*）
- (※3) d又はe.キャリアパス要件Ⅳ（*）のいずれかを満たしていれば可
- (※4) 令和8年度特例要件：ア・イのいずれか及びウを満たすこと
 - ア) 職場環境等要件の生産性向上に関する取組を5つ以上（◎◎必須）（*）
 - イ) 社会福祉連携推進法人に所属していること
 - ウ) 加算Ⅱ口相当の加算額の2分の1以上を月給賃金で配分（*）
- (*) b・d・e・ア・ウの要件は令和8年度中の対応の誓約で可とし、実績報告書により確認することとしたうえで、未対応が確認された場合には加算額の一部又は全部を返還させることとする。

4

(参考) 職場環境等要件(令和8年度)

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上） + 全体から8
- ・福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち◎は必須） + 全体から14

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包含（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

※加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。

5

1(2) 国庫負担基準の見直し

概要

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援】

- 障害者総合支援法では、障害福祉サービスに係る国の費用負担を義務化することで財源の裏付けを強化する一方で、障害福祉に関する国と地方自治体間の役割分担を前提に、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービス提供のばらつきをなくすため、訪問系サービスにおける市町村に対する国庫負担の上限を定めている。
- 今般、処遇改善加算の見直しに連動した国庫負担基準の改正を行う。【告示改正・令和8年6月施行】

単位数

○令和6年4月～

居宅介護利用者

区分1	3,100単位 (6,410単位)
区分2	4,010単位 (7,270単位)
区分3	5,890単位 (9,190単位)
区分4	11,070単位 (14,320単位)
区分5	17,730単位 (20,980単位)
区分6	25,500単位 (28,800単位)
障害児	9,950単位 (13,270単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,100単位
区分6	1,810単位

重度訪問介護利用者

区分4	28,940単位
区分5	36,270単位
区分6	62,050単位

(介護保険対象者)

区分4	14,620単位
区分5	15,290単位
区分6	22,910単位

同行援護利用者

区分に関わらず	13,870単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	15,680単位
区分4	21,130単位
区分5	28,100単位
区分6	36,520単位
障害児	19,950単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,480単位
介護保険対象者	67,680単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用して
おらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	74,310単位
介護保険対象者	45,510単位

○令和8年6月～

居宅介護利用者

区分1	3,170単位 (6,550単位)
区分2	4,090単位 (7,420単位)
区分3	6,010単位 (9,380単位)
区分4	11,300単位 (14,620単位)
区分5	18,100単位 (21,420単位)
区分6	26,040単位 (29,410単位)
障害児	10,160単位 (13,550単位)

※カッコ内は通院等(乗降)介助あり

(介護保険対象者)

区分5	1,120単位
区分6	1,850単位

重度訪問介護利用者

区分4	29,400単位
区分5	36,850単位
区分6	63,040単位

(介護保険対象者)

区分4	14,780単位
区分5	15,430単位
区分6	23,130単位

同行援護利用者

区分に関わらず	14,670単位
---------	----------

行動援護利用者

区分3	16,100単位
区分4	21,700単位
区分5	28,860単位
区分6	37,510単位
障害児	20,490単位

重度障害者等包括支援利用者

区分6	96,870単位
介護保険対象者	67,950単位

重度障害者等包括支援対象者であって重度障害者等包括支援を利用して
おらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者

区分6	75,870単位
介護保険対象者	46,460単位

2(1) 就労移行支援体制加算の見直し

概要

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

- 就労継続支援A型等においては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価するため、前年度の就職者数に応じた加算を設定している(就労移行支援体制加算)。
- この加算について、同一の利用者についてA型事業所と一般企業の間で複数回離職を繰り返し、その都度加算を取得するという、本来の制度趣旨と異なる形で算定する事業者の報道があるところ。
- 本来の制度趣旨に沿った運用が行われるよう、就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数に上限(定員数まで)を設定するなど、適正化を行う。【告示改正・令和8年4月施行】

算定要件等

- 就労移行支援体制加算について、一事業所で算定可能となる年間の就職者数は、当該事業所の定員数を上限とする。
- また、同一事業所だけでなく、他の事業所において過去3年間で算定実績がある利用者について、ハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者など市町村長が適当と認める者を除き、算定不可であることを明確化する。

※ 令和9年度報酬改定に向けて、就労移行支援体制加算のあり方については改めて議論

(参考) 就労移行支援体制加算

- ・ 一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を評価する加算
- ・ 前年度において、就労継続支援A型等を受けた後に一般就労へ移行し、6月以上就労継続している者が1名以上いる場合、評価点に応じた所定単位数にその前年度実績の人数及び利用者数を乗じた単位数を加算
- ・ この実績の人数については、原則として、同一の利用者につき過去3年間で算定実績がある場合は算定不可(都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る)としている(R6報酬改定)

2(2) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直し

概要

【就労継続支援B型】

- 平均工賃月額の見直しにより、平均工賃月額が約6千円上昇し、想定以上に高い報酬区分の事業所の割合が増加したことに対応し、基本報酬区分の基準の見直しを行う。【告示改正・令和8年6月施行】

算定要件等

- 基本報酬区分の基準額をそれぞれ3千円引き上げる。
※ 基準額の引き上げ幅は、平均工賃月額の上昇幅(約6千円)の1/2である3千円に留める
- 併せて、下記の配慮措置を講じる。
 - ・令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外とする。
 - ・今回の見直しにより区分が下がる事業所について、基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう、中間的な区分を新設する。
 - ・令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準については引き上げず、据え置く。

(参考) 平均工賃月額の算定方法の見直し (令和6年度報酬改定)

障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入

【見直し前】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

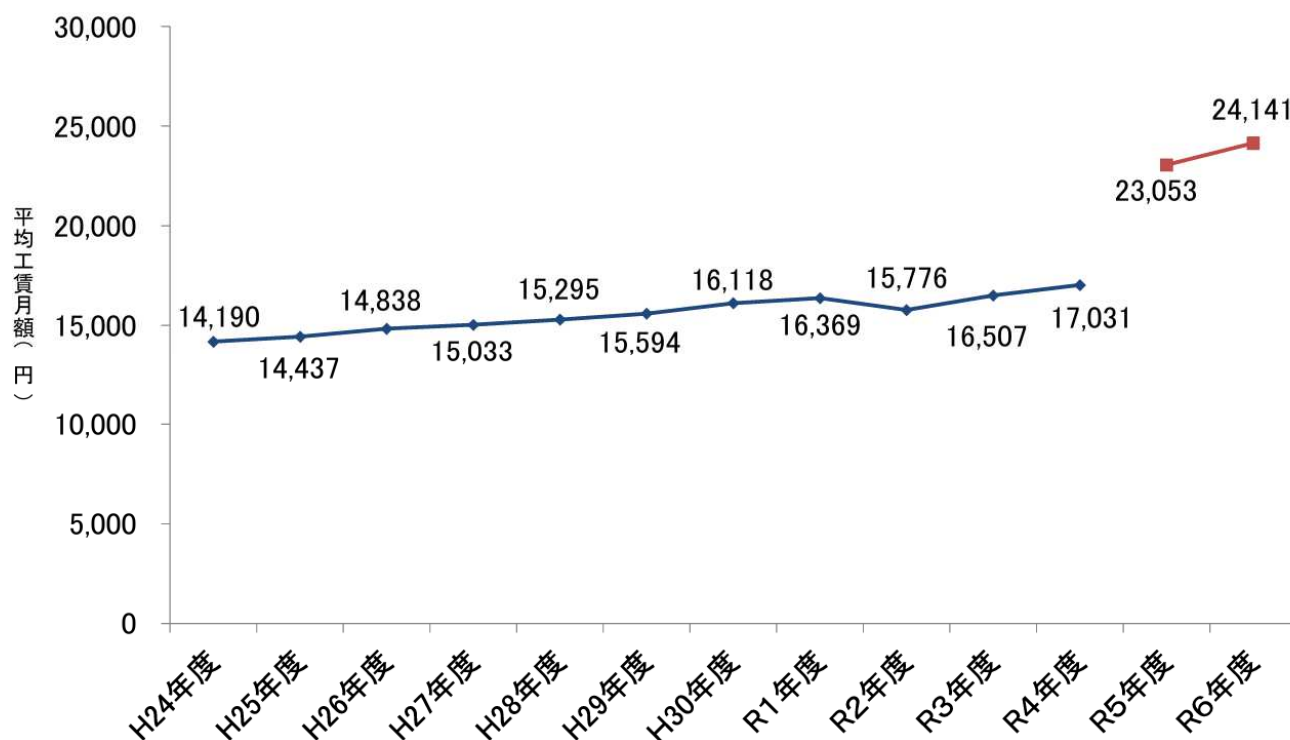
年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数 ÷ 年間開所日数) ÷ 12月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

8

(2026年1月22日開催 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

(参考) 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)

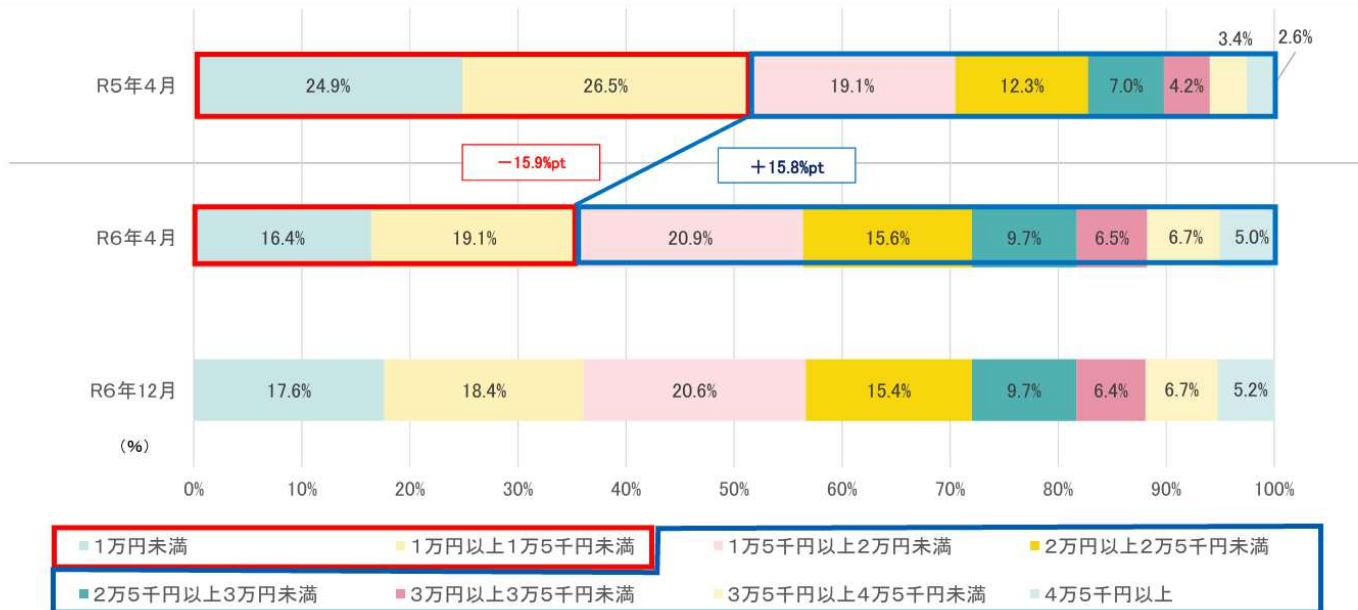
(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

6

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬の算定に係る平均工賃月額別の事業所数

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第47回(R7.6.25) 資料3

- 令和5年4月と令和6年4月を比較すると、基本報酬の平均工賃月額別の区分は、「1万5千円未満」の事業所の割合は15.9%ポイント減少し、「1万5千円以上」の事業所数が15.8%ポイント増加している。
- これは、令和6年報酬改定で平均工賃月額の計算方式を変更したことが要因と考えられる(※)。



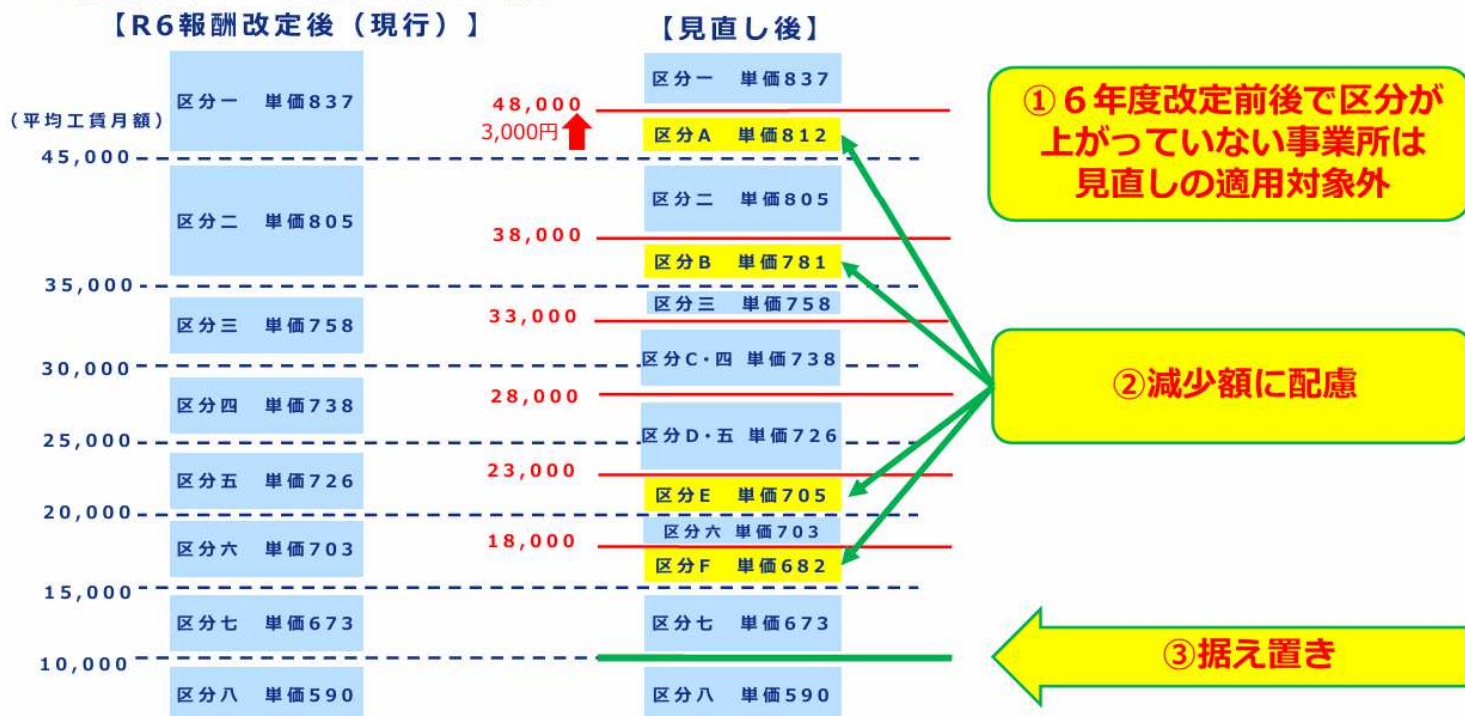
※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援B型事業所については、令和4年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした(令和5年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。)

【出典】国保連データ

(参考) 就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについて (イメージ)

- 見直しにあたっては、報酬区分の引き上げを全国平均値の上昇幅の1/2である3千円に留めるとともに、
 - ① 令和6年度改定前後で区分が上がっていない事業所については、見直しの適用対象外
 - ② 見直しにより区分が下がる場合についても基本報酬の減少額が3%程度に収まるよう中間的な区分を新設
 - ③ 令和6年度改定で単価を引き下げた区分七と八の間の基準額は据え置く

※人員配置基準6：1、定員20名以下の場合



2(3) 応急的な報酬単価の特例

概要

【就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 障害福祉サービス等に係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、一定の収支差率を確保しつつ、事業所数や利用者数の伸びが継続している状況である。このため、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、臨時応急的な見直しを実施する。
- 収支差率が高く、かつ、事業所が急増しているサービス類型について、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、新規事業所に限り、令和9年度報酬改定までの間、応急的な報酬単価(一定程度引き下げた基本報酬)を適用する。【告示改正・令和8年6月施行】

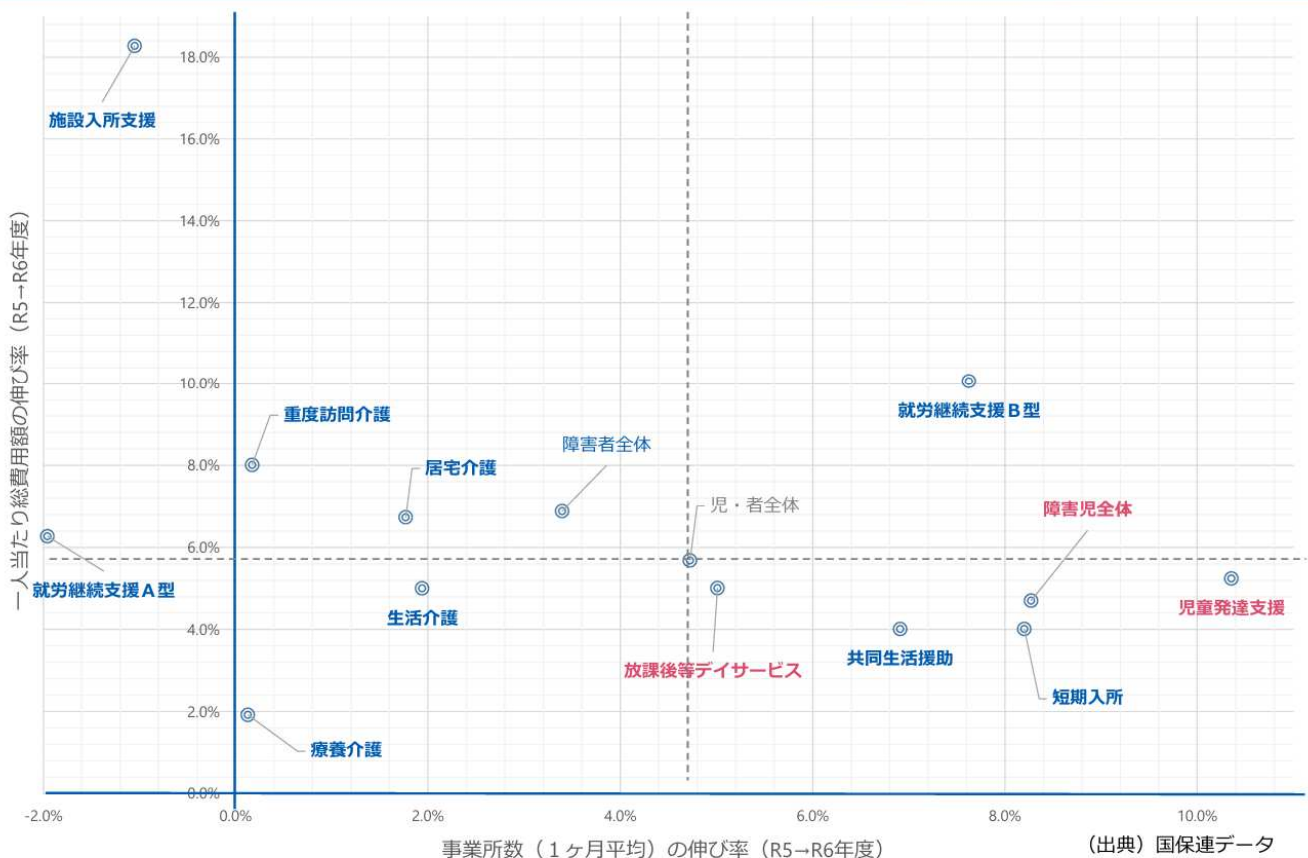
算定要件等

- 対象サービス
就労継続支援B型、共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)、児童発達支援、放課後等デイサービス
※ 年間総費用額全体に占める割合が1%以上で、令和6年度の収支差率が5%以上あるサービスのうち、事業所の伸び率が過去3年間5%以上の伸びを続けているサービス
- 対象事業所
令和8年6月1日以降に新規指定された事業所(既存事業所については従前どおり)
※ 指定権者においては、基準等の要件を満たす事業所を適切に指定する観点から、通常の事前相談・審査スケジュールや標準処理期間に従って処理することが望ましい
※ 合併・分割・事業譲渡に伴う指定の場合、その前後で事業所が実質的に継続して運営されると認める場合は、既存事業所と同様の扱い
- 応急的な報酬単価
対象サービスにおける平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等を踏まえ、一定の収支差率を確保できる水準となるよう、それぞれの基本報酬単価の特例を設ける。なお、受入れニーズが特に高い重度障害児者やサービスが不足している地域については、一定の配慮を行うため、従前の報酬単価を適用する(詳細次ページ)。

19

(参考資料 2026年1月22日開催 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム)

R5→R6年度の一人あたり費用額の伸び率と事業所数の伸び率(主なサービスごと)



36

(参考) 新規の参入・事業実施や出資を働きかける例

- 障害福祉サービス等において、「特段の知識や経験は不要」「簡単にできる」「利益をあげることができる」として、新規の参入・事業実施や出資を働きかける例が見られる。

【働きかけのイメージ(例)】

(グループホーム)

- グループホームの開業を、月々のコンサル料金だけで、フランチャイズ加盟金無料で始められるとするもの。
- 売上の大部分が給付金であり、●年で年商●億、すばらしいビジネスとうたうもの。
- 総量規制により、2027年からはもうグループホームは出せないといわずらに不安をあおるもの。
- 通常のフランチャイズビジネス事業等、または中規模以上の新規事業の起業と比較して、初期投資が少なく、収益性・安定性がとても高いとするもの。
- 年間の利回りが●●%も可能とし、障がい者グループホーム事業への出資を募るもの。

(就労継続支援B型)

- eスポーツ支援について、急成長しており、社会性のあるビジネスモデルだとうたうもの。
- 非常に収益性が高い、新規フランチャイズ事業だとするもの。
- 障がい者支援と●●を融合した独自のビジネス、年間利益●●●●万円を目指せる、本部による手厚いサポートで未経験でも安心、社会貢献と安定経営を同時に実現とうたうもの。

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

- 売上のほとんどが給付費のため、未回収リスクがなく、ストック型ビジネスで安定収入が可能。初年度から黒字となるとうたうもの。
- 福祉業界が初めての方でも安定した運営が目指せるモデルとして、フランチャイズでの開業を勧めるもの。
- 学習支援は長く継続しての利用が多く、ストックビジネスとして安定収益が見込めるとして学習支援型を勧誘するもの。
- ピアノ教室等の音楽関係の職務に従事している方ならばすぐにできる新しいビジネスとして、音楽支援に特化した支援を勧誘するもの。
- 実態としては学童と同じように、こどもの預かりがメインとして、総合的支援を行う必要性がないことを示唆するもの。
- フランチャイズ事業が軌道に乗れば、利益率●●%以上を生み出せるとうたうもの。

(参考) 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン

概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインを作成

- ① **新規指定時に**自治体が指定申請事業者に対し、安定的な事業実施に向けて確認する事項
- ② 自治体の指定・指導事務担当者の知識・経験不足を補完し、**運営状況を把握**するための負担軽減になるチェックツール等の開発・提供

現状と課題

障害者の就労能力の向上に寄与しない事業を就労継続支援サービスとして行っている事業者の参入があるといった指摘

- ▶▶▶ 先々の運営に関して疑問が残る場合でも、**指定申請書及び関係書類が揃っていれば指定申請自体を不受理にできない**等の課題
- ・就労系障害福祉サービスの運営に当たっては生産活動や民間企業の決算書類に関する知識などが必要とされるが、指定・指導事務の担当年数が3年未満の自治体職員が半数以上で、専任的な担当者が少ないため、**制度理解や書類審査に難しさを感じる職員が多い**という課題

ガイドライン

- ✓ 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労支援会計など事業運営に必要な不可欠な知識等を有しているか
- ✓ 就労の知識と能力を高める支援内容になっているか
- ✓ 安定的な収益が見込める生産活動の確保ができていますか

自治体の指定・指導業務の適切な実施
就労継続支援の質の確保

① 新規指定時の確認

事前説明/事業計画書等審査(開所予定地がある市町村への事業計画の説明・ニーズ把握の状況及びサービス選択理由・利用者の募集方法・生産活動の具体的な内容及び収入見込み・生産活動シート・既存事業所の運営状況の確認)/専門家会議審査/指定申請審査/現地審査等

② 運営状況の把握

通常の運営指導の主眼事項・着眼点

生産活動・会計状況の実態把握

- ✓ 「生産活動シート」の活用 → 生産活動収支・取引先情報の確認
- ✓ 生産活動の実態 ✓ 会計情報の確認 ✓ 工賃・賃金支払い状況の確認

【生産活動シート】

国形対象：就労継続支援A型		01/01	01/01
事業活動内容や収支状況に関するシート			
1. 事業概要	事業名称	事業所所在地	事業所長
2. 事業計画	事業計画	事業計画	事業計画
3. 事業実施状況	事業実施状況	事業実施状況	事業実施状況
4. 事業評価	事業評価	事業評価	事業評価

共同生活援助ガイドライン（案）について

社会保障審議会障害者部会（第153回）
こども家庭審議会障害児支援部会（第17回）

第153回 (R7. 12. 8)

資料 2

概要

グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

ガイドライン（案）の概要

▶ 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載

- ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
- ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
- ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
- ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
- ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

（別添資料）

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

【自己チェックシート】

ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
 - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

障害児通所支援に関する検討会報告書—すべての子どもがともに育つ地域づくりに向けて— (令和5年3月28日 障害児通所支援に関する検討会) (抜粋)

4. 児童発達支援・放課後等デイサービスについて

(1) 児童発達支援について

【ピアノや絵画等のみの指導】

- ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるとい点において意味があるとも考えられるが、**これらのみを提供する支援は、公費により負担する児童発達支援として相応しくないと考えられる。**
- 児童発達支援においては、総合的な支援を提供することを前提としていることから、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、5領域とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 乳幼児期における保護者の就労等による預かりニーズについては、一義的には保育所等が対応すべきとも考えられるが、家族全体を支援する観点から、児童発達支援においても対応することが重要である。
- **児童発達支援が子どもに対する発達支援を前提としていることを踏まえれば、発達支援（総合的な支援）を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。**

(2) 放課後等デイサービスについて

【学習支援、ピアノや絵画等のみの指導】

- 学習支援、ピアノや絵画等の支援は、将来の生活を豊かにすることにもつながり、こどものウェルビーイングを高めるとい点において意味があるとも考えられるが、**これらのみを提供する支援は、公費により負担する放課後等デイサービスとして相応しくないと考えられる。**
- 放課後等デイサービスにおいては、児童発達支援の5領域と同様の視点による総合的な支援を提供することが重要であり、これを示したガイドラインに改訂する必要がある（再掲）。学習支援、ピアノや絵画等の支援の提供にあたっては、事業所の活動プログラムや個人に対するアセスメント、個別支援計画において、ガイドラインに示される支援の視点等とのつながりを明確化した支援内容とした上で提供することが必要である。

【保護者の就労等への対応】

- 学童期・思春期における保護者の就労等による預かりニーズについては、家族全体を支援する観点から、放課後等デイサービスにおいても対応することが重要である。
- **放課後等デイサービスが子どもに対する支援を前提としていることを踏まえれば、総合的な支援を行うことを前提に、それとあわせて預かり的な支援を行うことが考えられる。**

2(3) 応急的な報酬単価の特例(就労継続支援B型)

単位数

- 所定単位数の1000分の984に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

20

2(3) 応急的な報酬単価の特例(共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型))

単位数

- 所定単位数の1000分の972に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害者への配慮>

- ・ 重度障害者支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)、医療的ケア対応支援加算、医療連携体制加算(Ⅳ)を算定する利用者に係る基本報酬
- ・ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)、高次脳機能障害者支援体制加算を算定する事業所に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

21

2(3) 応急的な報酬単価の特例(児童発達支援)

単位数

- 所定単位数の1000分の988に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算、人工内耳装用児支援加算(I)(II)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

22

2(3) 応急的な報酬単価の特例(放課後等デイサービス)

単位数

- 所定単位数の1000分の982に相当する単位数

算定要件等(配慮措置)

- 配慮措置として、以下の基本報酬については従前の報酬単価を適用する。

<重度障害児等への配慮>

- ・ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に係る基本報酬
- ・ 基本報酬医療的ケア区分(1~3)、強度行動障害児支援加算(I)(II)、人工内耳装用児支援加算、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算を算定する利用者に係る基本報酬

<地域への配慮>

- ・ 離島・中山間地域(特別地域加算の対象地域)にある事業所に係る基本報酬
- ・ 自治体が客観的に必要であるとして設置する事業所に係る基本報酬
 - ✓ 公募によりサービスが不足する地域に設置する事業所
 - ✓ 自治体から補助等の経済的支援を得て設置する事業所

23

第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画 国の基本指針案

(2026年1月19日開催 社会保障審議会障害者部会・こども家庭審議会障害児支援部会)

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
 - ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
 - ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
 - ・入所施設における居室の個室化等の推進
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
 - ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設
- ④障害児支援の提供体制の整備等
 - ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
 - ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
 - ・のぞまないセルフプランの解消を目指すつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
 - ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設
- ⑤地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
 - ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
 - ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載
- ⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上
 - ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
 - ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
 - ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載
- ⑦障害福祉サービスの質の確保
 - ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
 - ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
 - ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
- ⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
 - ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
 - ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
 - ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
 - ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載
- ⑨高次脳機能障害者に対する支援
 - ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害者について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載
- ⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保
 - ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載
- ⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進
- ⑫住宅セーフティネット制度との連携
 - ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携
- ⑬地域差の是正・指定の在り方等
 - ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
 - ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
 - ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める
- ⑭障害者等に対する虐待の防止等
 - ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
 - ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
 - ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携
- ⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進
 - ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載
- ⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保
 - ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
 - ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

- ①施設入所者の地域生活への移行
 - ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
 - ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
 - ・精神病床における1年以上入院患者数
 - ・精神病床への30日以上での再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下【新規】
 - ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
 - ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
 - ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
 - ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
 - ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
 - ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者82,000人以上【新規】
 - ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- ④障害児支援の提供体制の整備等
 - ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
 - ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
 - ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域
- ④障害児支援の提供体制の整備等(続き)
 - ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
 - ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
 - ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
 - ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】
- ⑤地域生活支援の充実
 - ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
 - ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること
- ⑥相談支援体制の充実・強化等
 - ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
 - ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
 - ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】
- ⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上
 - ・人材確保や生産性向上に関するフンストップ窓口の設置【新規】
 - ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
 - ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施
- ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
 - ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
 - ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行介護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ヒアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

令和8年度 障害保健福祉当初予算（案）

大臣折衝事項（抄）（令和7年12月24日）

4. 障害福祉サービス等報酬改定

障害福祉サービス等報酬については、介護報酬と同様に、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえ、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、期中改定を実施する。具体的には、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、以下の措置を講じる。なお、これらの措置による改定率は+1.84%（国費+313億円（令和8年度予算額への影響額））となる。

- ・ 福祉・介護職員のみならず、障害福祉従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施する。
- ・ 生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に、月0.3万円（1.0%）の上乗せを措置する。
- ※ 合計で、福祉・介護職員について、最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.6万円込み）が実現する措置。
- ・ 上記の措置を実施するため、今回から、処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから、障害福祉従事者に拡大するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算を設ける。また、これまで処遇改善加算の対象外だった、計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援について、新たに処遇改善加算を設ける。さらに、ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。
- ・ 訪問系サービスにかかる国庫負担基準については、改定内容を踏まえて所要の措置を実施する。

あわせて、障害福祉サービス等の総費用額が急激に伸びている状況や営利法人を中心とする新規参入の増加も一因として障害福祉人材の確保が一層厳しくなっている状況も踏まえつつ、利用者に提供されるサービスの質の確保・向上を図りながら制度の持続可能性を確保する観点から、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」における議論を踏まえ、緊急的な所要の見直しを実施する。

なお、令和9年度障害福祉サービス等報酬改定に向けては、福祉・介護分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保を図る必要があるとの認識のもと、令和7年度から運用を開始した障害福祉サービス等事業者の経営情報データベースや「障害福祉サービス等経営実態調査」等において、令和6年度改定、令和8年度改定及び令和7年度補正予算で措置した施策や物価や賃金の上昇等が障害福祉サービス事業者の経営状況等に与えた影響について把握する。同時に、利用者数が増加する中で、利用者の特性やニーズの多様化を適切に把握した上で、制度の持続可能性を確保するとともにサービスの質の確保・向上を図る観点から所要の措置を講じるほか、障害福祉分野の処遇改善において、介護分野と比べてベースアップの割合が低いことも踏まえた対応を行うことを検討する。

令和8年度 障害保健福祉部予算案の概要

※ 復興特会、デジタル庁計上分を含む。

◆予算額

(令和7年度予算額) (令和8年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)
2兆2,338億円 → 2兆4,203億円 (+1,865億円、+8.4%)

◆障害福祉サービス関係費（自立支援給付費+地域生活支援事業費等）

(令和7年度予算額) (令和8年度予算案) (対前年度増▲減額、伸率)
1兆7,033億円 → 1兆8,650億円 (+1,617億円、+9.5%)

【主な事項】※括弧内は令和7年度予算額

■ 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの推進

- ・ 良質な障害福祉サービスの確保 (P2) 1兆8,145億円 (1兆6,531億円)
- ・ 地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進 (P3) 505億円 (502億円)
- ・ 障害福祉サービス事業所等の整備等の推進 (P3) 40億円 (50億円)
- ・ 障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援 (P5) 11億円 (12億円) 及び地域生活支援事業等の内数

■ 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等の推進

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (P7) 8.3億円 (8.4億円)
- ・ アルコール健康障害対策・薬物依存症対策・ギャンブル等の依存症対策の推進 (P8) 8.4億円 (8.4億円)

■ 発達障害児者の支援施策の推進

- ・ 強度行動障害の状態にある者に対する地域支援機能の強化 (P10) 4.5億円 (4.3億円)

■ 障害者に対する就労支援の推進

- ・ 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 (P11) 7.7億円 (7.7億円)

■ 東日本大震災等の災害からの復旧・復興への支援 (P12)

○令和7年度補正予算における主な施策は以下のとおり

- ・ 医療・介護等支援パッケージ (障害福祉分野) 453億円
- ・ 障害福祉分野における備上げに対する支援 439億円
- ・ 障害福祉分野における省力化・業務効率化支援 15億円
- ・ 障害福祉等分野における食料料費・光熱水費高騰等への支援 重点支援地方交付金の内数
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化等への支援 101億円
- ・ 障害者支援施設等の災害復旧への支援 (12億円)、被災者への心のケアの充実 (62百万円) 12億円

次期報酬改定に向けた 政策委員会の動き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

障害のある人たちが、その状態に関わらず、地域の中で安心して暮らし、それぞれの想いが実現できる仕組みづくりのためには、住居の形態を問わず、自らの意思に基づいて自分らしい暮らしを実現できることが求められていますが、それらを実現するためには「**居住支援と居住支援を取り巻く各種支援の在り方の再検討**」と「**良質な福祉人材の確保・育成**」と「**サービスの質の評価の仕組みの構築**」に向けた取り組みを行うことが必要不可欠です。

さらに、急激な物価高騰等や企業において高水準の賃上げが行われる中、障害福祉サービスは公的価格であることから容易に対応することができず、極めて厳しい経営状況となっているとともに、所得の少ない障害のある人たちの生活にも大きな影響を及ぼしています。

障害のある人が将来も安心して暮らすことのできる質の高い支援の構築に向け、安定的な福祉従事者の確保及び質の高いサービスを提供する事業所に対する適正な評価を反映した報酬体系となるよう、令和6年度報酬改定に際し、以下について要望します。

I 横断的事項

1 障害のある人たちへの安定的且つ持続可能なサービス提供について

- 事業所の経費が大幅に増加しているため、公的価格である障害福祉サービスの報酬を物価や賃金の動向にタイムリーに反映できるよう、**基本報酬については物価上昇率や人事院勧告などが毎年連動する仕組みとする。**【参考資料①・②・③・④】【視点2】
- 処遇改善に係る各種加算による**更なる処遇改善**をお願いするとともに、事業者が確実に賃上げを行うことを前提に**仕組みを簡素化**し、対象職種や分配方法等について**法人裁量の範囲を拡大**する。【視点2】
- 異なる算定方法からなる**福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)(Ⅱ)**と、**加算(Ⅲ)**については併給を可能とする。【視点2】
- 暖房費加算、除雪費加算、降灰除去費加算等、**地域特有の経費に対応した加算を創設**する。【視点1・2】
- ICT導入費用の支援、ICT機器等の活用によるサービス向上や業務の効率化について加算等で評価**する。【視点4】(参考資料⑤)

2 障害のある人たちが安心して暮らすことのできる仕組みについて

- 質の高いサービスを提供する事業所を評価する仕組みを構築する。【視点1・2・3】
- 食事提供体制加算がなくなった際に事業所で負担することは困難であるとの回答が多数を占めており、バランスのとれた食事の機会を失うことや利用者負担の増加が懸念されるため、**当該加算を恒久化**する。(参考資料⑥・⑦)【視点1・2】
- 食事に特別な配慮の必要な利用者が増加しているため、**特別な支援や専門的な支援を要する場合に報酬上評価**する。【視点1・2】(参考資料⑧)
- 補足給付の額については、**物価上昇率等を反映した額とする。**【視点1・2】
- 障害のある方の社会参加保障のため、**送迎加算を拡充し、実際の経費(人件費含む)を反映した加算**とする。【視点1・2】

3 支援度の高い人への支援の充実について

- 支援度の高い人たちの支援の専門性の向上に向け、**アウトリーチ型スーパーバイズを行うことに対し報酬上の評価**を行う。【視点1・2】
- 重度障害者支援加算について、**行動関連項目の点数が極めて高い人に対し、上位の加算区分を設定**する。【視点1・2】
- 現行の重度障害者支援加算において現在十分に評価されていない特性等を評価できる新たな尺度を創設する。【視点1・2】

4 医療及び医療との連携について

- 重度化高齢化に伴い、入院および通院の頻度が高くなってきており、多くの人員を要していることから、**入通院の際の支援の実績に応じた報酬上の評価**を行う。【視点1・2】
- 施設・事業所内での医療提供体制には限界があるため、さらに**医療分野からアウトソーシングできるような仕組みづくり**を行う。特に他のサービスとの併用が認められていない障害者支援施設においても外部の医療サービス(訪問看護など)が利用できるようにする。【視点1・2・3・4】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等(概要)

II サービスごとの事項

A 相談支援

1 特定相談・障害児相談

○障害のある人の望む暮らしの実現に向けて、本人の意思に基づく障害福祉サービスが利用できるような相談支援体制を構築する。
相談支援の役割は大きい一方、経営的に極めて厳しいことから、**報酬の抜本的な見直し**を行う。(参考資料⑨・⑩・⑪)【視点1・2】

B 居住支援

1 施設入所支援(障害者支援施設)

○障害のある人が望む自分らしい暮らしの実現に向けて、障害者支援施設の**日中と夜間の支援を整理し評価を明確化**するとともに、**土日の報酬上の評価と、夜勤職員配置数に応じた評価**がなされる仕組みとする。【視点2・3】

○地域移行促進に向け、**地域移行加算を拡充**するとともに、**他事業所利用が促進される報酬**とする。【視点2】

2 共同生活援助

○世話を生活支援員に、日中サービス支援型を介護サービス包括型に統合した上で介護給付にし、**制度を整理する**。

また、**本人の意思に反したホーム内での日中支援が提供されない仕組み**とする。【視点2・3】(参考資料⑫)

○単身生活に向けた支援については、単独類型に加え既存のホームを活用する等、**様々な選択肢を用意する**。【視点2・3】

3 居宅介護

○地域生活支援事業である移動支援を、どこで暮らしても安定的に利用できるよう、**地域格差を解消する**。【視点2】

○居宅介護等事業所の合理的な運営と人材不足解消のため、**他事業所のサービス管理責任者との兼務を可能とする**。【視点3】

○**障害のある人の子どもの育児を家事援助の対象とする**。【視点2】

C 日中活動支援

1 生活介護

○今後さらに支援度の高い人たちの生活を支える役割を果たしていくため、**人員配置体制加算に1.5:1等の上位区分を創設する**とともに、**家族のレスパイトや就労促進につながる延長支援の要件や単価の見直し**をする。【視点1・2・3】

D 就労支援

1 就労継続支援

○基本報酬の評価について**就労継続支援A型は評価項目を再設定、就労継続支援B型は多軸評価**とするとともに、より支援度の高い人を支えることができるよう**人員配置について5:1等の上位区分を設ける**。【視点1・2・3】

2 就労定着支援

○特別支援学校卒業と同時に企業に就職した人等も**本事業の支援の対象者として拡大する**。【視点1・2・3】

E 障害児支援

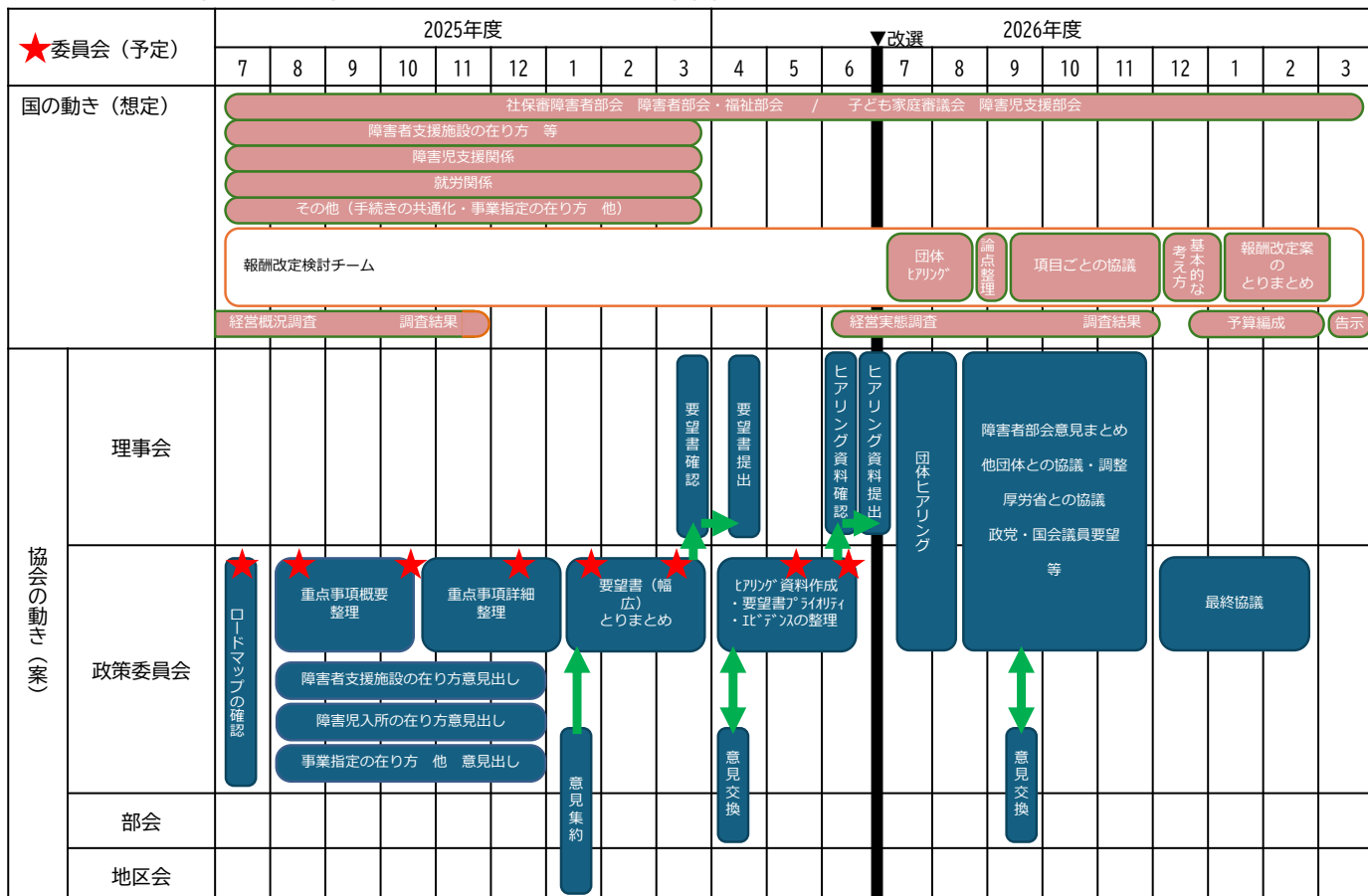
1 障害児通所支援

○児童発達支援センターの**専門職の配置や、地域支援の中核的役割**を担うことについて、報酬上の評価をする。【視点1・2】

2 障害児入所支援

○障害のない子ども以上に支援の必要が高いため、各種基準については少なくとも**他の社会的養護施策と同様の基準**とする。【視点1・2】

2025・2026年度 政策委員会ロードマップ(案)



前文（要検討）

下記背景を盛り込みつつ、コンセプトに繋がるような前文を作成

○社会的背景

- ・物価高
- ・最低賃金の急激な上昇・社会保険対象者の増加・他産業との賃金格差
- ・生産年齢人口の減少 等

○福祉施策

- ・支援メニューの充実>>加算の種類増加（加算160・減算29）等

コンセプト

- A利用者が真ん中にある制度設計
- Bシンプルで分かりやすいな仕組みによる業務効率の向上
- C魅力ある業界に向けた人材の確保定着の推進
- D安定的・永続的な事業所運営に向けた報酬

要望内容

I 横断的事項

現状と課題	要望事項	根拠となる資料
1 障害のある人たちへの安定的かつ持続可能なサービス提供について		
<p>①基本報酬・加算の在り方について</p> <p>物価上昇率 ‘23年3.2%、’24年3.0%、’25年3.1%</p> <p>春闘賃上げ率 ‘23年3.6%、’24年5.1%、’25年5.2～5.3%</p> <p>最低賃金伸び率 ‘23年4.5%、’24年5.1%、’25年6.3%</p> <p>国家公務員給与上昇率 ‘23年0.96%、’24年2.76%、’25年3.62%</p> <p>②加算の整理について</p> <p>事業所の実情に応じたきめ細やかなサービスを提供するためには、加算で対応することが望ましいが、現在全サービス合計で加算が160種類、減算が29種類と複雑化しており、分かりやすい制度設計と事務負担軽減の観点から、報酬構造の整理が必要である。</p> <p>③処遇改善について</p> <p>他産業の給与等が毎年大幅に上昇しており給与差が広がっている。介護、障害、保育の処遇改善の仕組みや額が異なることや、種別間の資金の流用が厳格なため、複数種別を運営する法人内の処遇改善に種別間格差が生じており、包括的な運営に支障をきたしている。</p> <p>④地域の実情に応じた経費への対応について</p> <p>特定の地域において暖房・除雪・降灰除去など、他地域では発生しない経費が経常的に発生している。</p> <p>⑤雇用形態間の不均衡の解消について</p> <p>常勤職員については常勤換算数に算定される有給休暇や研修参加について、非常勤職員について算定できないこととされており、雇</p>	<p>・物価、最低賃金、他産業や公務員給与が毎年大幅に伸びている中、公的な統計と連動して毎年改定する仕組みにしていきたい。</p> <p>・取得率の極めて高い加算の基本報酬への組み入れや目的や内容の近い加算を統廃合するなど、報酬構造を簡素化し、業務の効率化を促進していただきたい。</p> <p>・他産業との給与格差を是正していただきたい。</p> <p>・他種別と制度を一本化していただくか、処遇改善資金の流動化など、処遇改善に係る法人裁量の範囲を拡大していただきたい。</p> <p>・地域特有の課題に対応する報酬上の配慮をしていただきたい。</p> <p>・非常勤職員の有給休暇・研修参加時間についても常勤換算数に算定できるよう見直していただきたい。</p>	

<p>用形態間で不均衡が生じているとともに、積極的な有給休暇の取得や研修参加の阻害要因となっている。</p> <p>⑥福祉専門職配置等加算について</p> <p>前回の報酬改定において、同加算ⅠⅡとⅢを併給出来ることとなったが、対象が生活介護のみでありサービス間で不均衡が生じている。また、サービス間で兼務している場合は1事業所のみでした取得できないことや、現行基準よりも有資格者をより高い割合で配置していることへの評価をすることで、専門性の向上が期待できる。</p> <p>⑦ICTの導入による業務効率化の推進について</p> <p>業務効率化や支援の質向上を目的にICT化の推進が課題とされ、補助金制度が整備されているが、補助金創設以前から自費でICTを導入してきた事業者は評価や支援を受けられず、後発の事業者のみが補助金の恩恵を受ける構造となっている。また、ICTは導入後も利用料や保守費用等のランニングコストが恒常的に発生するが、現行制度では十分に考慮されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全サービスにて同加算ⅠⅡとⅢの併給について生活介護と同様の取り扱いにしていきたい。 ・同加算の兼務の取り扱いについて検討していただきたい。 ・専門性向上に向け同加算Ⅰの上位区分を設けていただきたい。 ・ICT化を継続的・公平に推進するため、補助金による一時的な支援ではなく、給付費における加算等によりランニングコストを含めて評価する仕組みへ見直していただきたい。 	
---	---	--

<p>2 障害のある人たちが安心して暮らすことができる仕組みについて</p>		
<p>①物価高に対応した生活の保障</p> <p>物価が急激に上昇している中であって、サービス利用者の多くは収入が少ないことに加え日々の負担も増している。また物価は地域によって大きく異なり、特に都市部など物価の高い地域に居住する利用者にはさらに多くの負担となっている。</p> <p>②特別な配慮が必要な特性のある利用者への食事の提供について</p> <p>機能が低下するなど一般的な形態での食事では摂取が困難な利用者に対して、ここに応じた形態の食事を提供することが望まれるが、これには費用と労力が必要である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食事提供加算を恒久化し、食事提供加算・補足給付の額は物価指数と連動する仕組みにするとともに、地域の状況に応じた金額の設定としていきたい。 ・食事に特別な配慮が必要な人に対応した形態にて食事を提供することに対して評価していただきたい。 	

- 【要検討】**
- ・ 看取りに対する評価
 - ・ 目的や内容の近い加算の統合

Ⅱサービスごとの要望

現状と課題	要望事項	根拠となる資料
<p>1 相談支援</p>		
<p>①計画相談単独でも経営が成り立つ報酬の設定について</p> <p>丁寧な相談支援を行うと作成件数が増えず、上限件数の半数に満たない相談支援専門員が4割を占めている（本会調べ）ため、多くの事業所が計画相談単独では支出超過となっており、撤退する事業所も増加している。</p> <p>また計画相談事業所は小規模であることが多いため、上位の機能強化型が取得しづらく、連携による場合であっても連携先の確保が困難な場合や要件が難しく連携に至らない場合がある。</p> <p>新たに処遇改善の対象になったことはありがたいが、これまで法人の持ち出しで処遇改善を行ってきた事業所が多い中、今回の臨時改定の加算率が他サービスの本年度の増加分のみとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用など相談支援業務全般の効率化を前提として月当たり20件程度の計画作成・モニタリング数を基本とした報酬設定としていただきたい。 ・配置職員数を根拠とする単価設定の在り方について再考していただきたい。 ・連携にて機能強化型を算定する際の要件について緩和していただきたい。 ・他サービス同様の累積の処遇改善率としていただきたい。 	
<p>2 障害者支援施設</p>		
<p>①日中活動の選択肢の拡大に向けた取り組みについて</p> <p>施設入所支援利用者の日中の活動の場は、意思決定支援に基づき、1つの選択肢として住まいの場と異なる場所で活動を促進することが求められ、その方法として他事業所の利用の促進が考えられるが、現在の施設入所支援の報酬では日中他事業所の利用が多くあると、事業運営が維持できない。</p> <p>一方で障害者支援施設が実施する生活介護においては、夜間や土日に勤務する職員も常勤換算数に含まれるため、生活介護等の時間帯について、通所型の生活介護事業所と体制上同じ職員配置数でありながら、実際の配置職員数は少ないという不均衡が生じている。</p> <p>また施設自身が敷地外の活動場所を整備することも考えられるが、同一敷地内の活動と比べ多くの費用が掛かるという課題がある。</p> <p>②夜間帯の支援の充実について</p> <p>同じ居住支援でありながら、グループホームは世話人の最低基準だ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動の選択肢の拡大に向け、他事業所への利用促進を図るため、障害者支援施設全体としての収入を維持しつつも、昼夜の収入割合を見直し、施設入所が単体でも経営が成り立つ仕組みとなるよう中期的段階的な議論をしていただきたい。 ・施設利用者が従たる事業所など敷地外に整備した場所での活動を支援した際に報酬上評価していただきたい。 ・夜勤職員配置体制加算について、加配人数に応じた仕組みにしてい 	

<p>けで6:1から5:1、夜勤者も居住単位で1名となっているところ、施設入所支援の夜勤者配置が少なく、不均衡な状態になっている</p> <p>②生活単位の縮小促進に向けた取り組み</p> <p>生活単位の小規模化に向けた取り組みや実績等について報酬上評価されたが、定員を減らすことは経営上のリスクも大きく、より生活環境の向上に向けた取り組みを促進する仕組みが必要である。</p> <p>③医療支援の強化について</p> <p>通院加算の新設や一部訪問診療の利用が認められるなど、医療支援の強化を図った頂いたところですが、今後ますます重度化高齢化に伴い医療との関わりが強くなるのが予想される中、人材確保とより専門性の高い医療支援の観点から、さらなる充実が必要である。</p>	<p>ただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設入所支援の30人定員区分の単価を新設していただきたい。 施設入所支援の定員区分を5人単位にしていきたい。 個室による支援を評価していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護等、利用できる外部の医療系サービスの範囲を拡大していただきたい。 居宅介護（通院介護）を利用できるようにしていただきたい。 通院加算を増額していただきたい。 	
<p>3 共同生活援助</p>		
<p>①日中サービス支援型の平日昼間の支援の在り方について</p> <p>日中サービス支援型は、本来高齢化や病気など、日中活動サービス等を利用することが困難な人への日中生活支援を行うことを目的として創設されたが、若く健康で他の日中活動サービスを利用することが望ましい利用者に対しても昼間ホームで過ごすことを条件に、利用契約を行うなど、利用者を抱え込んでいるケースも散見される。</p> <p>②日中支援加算の在り方について</p> <p>支援体制の多様化により土日等も開所している事業所が増える中、土日等に利用予定があった上で休んだ場合や、体調不良等やむを得ない理由により日中系事業所から短時間でホームに帰った場合、現行の制度上では同加算を算定できず、実態と不整合が生じている。</p> <p>③サテライト型の在り方について</p> <p>単身生活の支援を促進する上で、サテライト型は大変有意義なサービスだが、現状は単身生活へのステップアップの目的となっており利用期限が定められている。</p> <p>④医療支援の強化について</p> <p>グループホームは支援度の高い人を支えるサービスとなってきた</p>	<ul style="list-style-type: none"> シンプルな制度設計の観点から日中サービス支援型の介護サービス包括型への統合が望ましいが、少なくとも現行の類型においても平日日中の生活支援についてはサービス等利用計画に記載の上支給決定を受けるなど、本人の意思に反した日中のホーム利用について、対策を講じていただきたい。 通所系事業所同様に日中支援加算を取得できる上限日数を月の日数-8とするなど、曜日を固定しない運用としていただきたい。 日中系事業所から短時間で帰宅し、長時間ホームにて支援を行っても加算が算定されない課題解消について検討していただきたい。 サテライト型の利用期限を見直していただきたい。 施設入所支援同様の通院加算を新設していただきたい。 	

<p>おり、それに伴い通院などの医療支援の比重も高くなっているが、障害者支援施設に新設された通院加算のような仕組みがない。特に日中サービス支援型以外の類型では日中職員は配置されておらず、別途時間外等で職員を手配しなければならない。</p> <p>また居宅介護（通院介護）を利用できるが、月2回以内の定期通院という要件があるため、活用しづらい状況にある。</p> <p>⑤運営の効率化について</p> <p>グループホームは多くの事業所で世話人、生活支援員、夜間支援従事者を兼務しているケースが多いことに加え、類型単位で事業所指定を取得するため、極めて複雑な制度となっており、業務負担も多く、人員の過不足等も把握しづらい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護（通院介護）利用の要件を見直していただきたい。 複数の類型を併せて1つの事業所として指定できるようにしていただきたい。 世話人の生活支援員への一本化など必要職員数の計算法の簡素化するなど、報酬構造の見直しを行っていただきたい。 	
---	---	--

<p>4 居宅介護等</p>		
<p>①居宅介護の安定的な経営基盤の構築について</p> <p>居宅介護等は地域生活を支える重要なサービスだが、①事業所規模が小さい②待機時間が多くなりやすい、地域によっては長距離長時間の移動があるなど、直接支援以外の時間が多い③利用のキャンセルがあっても他のサービスの欠席時対応加算に類するものがない、などの理由から経営的に不安定になりやすく、倒産や撤退する事業所が増加している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務特性に配慮し、安定した経営を行えるよう基本報酬の設定としていただきたい。 サービス提供責任者について同法人が実施する障害福祉サービスのサービス管理責任者との兼務を可能とするなど要件を緩和していただきたい。 	

<p>5 生活介護</p>		
<p>①送迎加算（I）について</p> <p>本会調査では送迎を実施している事業所は9割以上あるが、送迎加算（I）を取得している事業所は7割程度にとどまっている。特に20人程度の小規模の事業所においては1回に月平均10人以上の利用という要件が原因の一つではないかと考える。</p> <p>②利用時間数における配慮規程について</p> <p>前回報酬改定にて「往復3時間を超える場合」は利用時間を1時間上乗せできることとなり、長時間送迎に一定の配慮を頂いたが、地域の実情は様々であり、またサービス提供時間以外にも送迎に従事</p>	<ul style="list-style-type: none"> 送迎加算（I）の要件について撤廃もしくは見直しをしていただきたい。 送迎の実情に応じた配慮をさらに検討していただきたい。 途中に利用できる生活介護事業所がないことの要件については撤廃していただきたい。 	

<p>する職員体制が必要な状況である。</p> <p>また、同配慮事項においては「途中で利用できる生活介護事業所がない」という要件があるが、本人の意思決定支援の観点から、本人の希望に沿ったサービスを選択できることが重要であるとする。</p> <p>③入浴支援加算について</p> <p>前回報酬改定より入浴支援加算が新設されたことは大変有意義であったが、対象となっていない行動障害のある人など自宅での入浴が困難な場合がある。</p>	<p>・本加算の対象者を拡大していただきたい。</p>	
<p>6 就労支援</p>		
<p>①就労継続支援A型について</p> <p>本サービスは雇用契約に基づき、障害のある人が労働者として働く場の提供に加えて、福祉的支援を提供することに意義があることを明確にした評価の仕組みが必要である。</p> <p>②就労継続支援B型について</p> <p>障害のある人が地域生活を営めるよう工賃向上は重要であり、制度として工賃向上を支える仕組みを作る度同時に、より高い工賃を支払う事業所は評価されるべきである。</p> <p>一方で、社会情勢等不可抗力により前年度工賃を下回ることもあることを前提とした制度設計も必要であるとともに、本サービスは支援度の高い人たちの働く場という役割も担うため、支援度の高い人たちの受け入れや工賃以外の支援の質や取り組みについても評価されるべきである。</p> <p>③就労選択支援・就労移行支援・就労定着支援について</p> <p>一般就労に向けた取り組みを推進するため、本サービスについてはまずは同一事業所として有機的に連動しながら進めていくこと、加えて地域の事業所との連携も重要である。</p>	<p>・本サービスの役割の明確化と、その役割に基づいた評価項目の見直しについて検討していただきたい。</p> <p>・最低賃金の上昇に伴い目標工賃指導員配置加算額を見直していただきたい。</p> <p>・現行の最上位の工賃区分を上回る工賃を支払う事業所を評価していただきたい。</p> <p>・目標工賃達成加算の取得要件を見直していただきたい。</p> <p>・現行の重度加算以外の評価方法について検討していただきたい。</p> <p>・工賃以外の多軸評価の仕組みについて検討していただきたい。</p> <p>・これら複数事業の一体的かつ弾力的な運営を可能とする仕組みを構築していただきたい。</p> <p>・他事業所からの就労定着支援の受け入れに伴う業務量増加について評価していただきたい。</p>	
<p>7 障害児通所支援</p>		
<p>①中核的機能強化加算障害児通所支援について</p>		

<p>中核的機能は地域を支える意義は重要であるが、職員不足により中核の取得を断念する場合がある。</p> <p>②家族支援加算Ⅱについて</p> <p>児童発達支援センターでのグループでの家族支援は大変重要ですが、契約数の多いクラスでは8人を超えて集まることもある。</p> <p>③保育・教育等移行支援加算について</p> <p>現行では卒園後1か月を期限としているが、1か月以内の訪問支援は新生活に適応する大切な時期であるため、さらに中期的なスパンでの訪問支援が必要である。</p> <p>④食事提供加算について</p> <p>低所得家庭への配慮や子育て支援、食育の観点から給食費の利用者負担について配慮が必要である。</p>	<p>・本加算の体制整備や専門職配置については実情に見合った柔軟な人員配置とすることができるようになっていただきたい。</p> <p>・同加算について人数の上限を柔軟にいただきたい。</p> <p>・同加算については、訪問期限を卒園後6か月後に延ばすなど、柔軟に対応できるようにいただきたい。</p> <p>・教育施設等他制度に合わせた給食費負担としていただきたい。</p>	
<p>8 障害児入所支援</p>		
<p>①ソーシャルワーカー配置加算について</p> <p>障害児入所施設では、家庭調整や関係機関連携、退所後支援等の業務が増大する一方、人材不足が深刻化している中、現行の加算要件は実態に合わず、専門職配置が進みにくい状況にある。</p> <p>②要支援児童加算に係る基準の明確化について</p> <p>現行では被虐待に起因する心理的ケア、行動面の課題、家族調整等に必要支援について評価されにくく、特に被虐待児は措置として扱われることが多い現状を踏まえた対応が必要である。</p> <p>③被虐待児受け入れ加算の適用期間について</p> <p>被虐待児への支援は生活安定、心理的回復、対人関係形成、学習・生活習慣の再構築などに一定の期間を要するが、現行の適用期限では継続性が確保されにくい。</p>	<p>・同加算については、他の職種との兼務を認めるなど、要件を緩和していただきたい。</p> <p>・同加算について、明確な判断基準を策定していただきたい。</p> <p>・同加算の適用期間を延長していただきたい。</p>	

【要検討】

- ・計画相談・・・連携の機能強化型ⅠⅡの要件緩和と24時間体制の在り方の検討
- ・障害者支援施設・・・昼夜分離の取り扱い
- ・施設入所支援・・・小規模の評価については要件も踏まえて検討

その他（間接的に報酬改定に影響を与える事項・中期的な議論が必要な事項）

○支援度の高い人への支援の充実について

強度行動障害のある人への支援体制として、事業所における中核的支援人材、地域における広域的支援人材の配置は大きく期待される仕組みであるため、形骸化しないよう、現状中核的人材養成研修について国研修受講者が少ない状況であること、広域的支援人材の養成についてはまだ国研修としては実施されていないことを踏まえて、研修の組み立て、仕組みづくりなどに対して、都道府県に対しスタッフの派遣なども含めて運営のサポートをしていただきたい。

○事業の目的と実態に即した事業名称への変更の検討

障害福祉サービスの各種サービスの内、一部のサービスについて、求められている役割や、今後求められる役割とサービスの名称にギャップがあるものがある。障害者自立支援法施行から20年の節目の年ということもあり、改めて各サービスに求められる役割をイメージできる名称を検討していただきたい。

（例）障害者支援施設>>地域拠点ホーム 生活介護>>社会参加支援 など

○施設整備

一部サービスの急増や人口減少社会にあることや、特に障害者支援施設についてはその在り方について生活環境の向上が求められる中であって、今後の施設整備費については創設よりも建て替えや大規模修繕に重点を置くべきである。

この際に、特に障害者支援施設においては個室を原則・生活単位の縮小を推奨していただきたい。

○サービスの質の確保に関する方策について

一部のサービスについては急激な事業所数の増加とともに支援の質について多くの課題が指摘されているが、その要因として、スキルや経験のない事業者の参入の増加、指定制度の制度的限界、運営指導の体制などが考えられる。これらの課題解決に向け、以下について検討していただきたい。

①事業所指定の指定強化について

- ・代表者および管理者は障害者支援の経験を有することを原則とし、経験がない場合は全国社会福祉協議会が実施する社会福祉施設長資格認定講習の受講や、介護保険の仕組みに準じた施設研修を実施するなど、一定の研修を受講することを要件とする。
- ・居住系サービスのサービス管理責任者は、一定期間の居住系以外のサービス管理責任者の職務経験を有することとする。
- ・総量規制については、全国一律に行うのではなく、市町村は障害福祉計画策定の際に必要な数についてニーズ調査を行った上で、算出した必要数に基づき指定を行うこととする。
- ・市町村に対し協議会などの活用した意見を基に、意見申し出制度を有効活用できるよう周知を図る。

②事業開始後の支援の質の評価について

- ・行政による運営指導については、特に都市部においては急激に増加する障害福祉サービスに対応できるだけのマンパワーが十分でなく、今後もこの課題を解消することは困難であることから、例えば居住系サービスについては、地域連携推進会議の委員の人選について、指定権者が必要と判断した場合は、指定権者が推薦する事業の運営に見識のある者を複数名委員とすることができなど、民間の力を活用することを検討していただきたい。

○生活単位の縮小・生活環境の向上・地域移行の促進

- ・本協会が提唱するサテライト施設は、サテライト施設自体が小さな生活単位であり、生活環境が向上するものであるが、加えて本体施設の定員減を前提としているため、本体施設の生活環境の向上にもつながる仕組みであることから、本制度の創設について検討していただきたい。